

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性	5
(1) 教育研究上の理念・目的	5
(2) 修士課程の設置を必要とする理由	5
1) 我が国の人間福祉の状況について	5
2) 国の施策	5
3) 本県における設置の必要性	6
(3) 大学院人間福祉学研究科の教育理念・目的	7
(4) 大学院人間福祉学研究科の人材養成の目的	7
(5) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	8
(6) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	8
(7) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	9
(8) 3つのポリシーの関連および整合性	9
2. 人間福祉学研究科の構想	10
3. 研究科の名称及び学位の名称・定員	10
(1) 大学院人間福祉学研究科の名称と専攻の名称	10
(2) 学位の名称及び英語名称	10
(3) 入学定員及び収容定員	11
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	11
(1) 教育課程編成の基本方針	11
(2) 授業科目の概要	12
1) 基礎科目	12
①人間福祉学特講	12
②人間福祉学研究方法	13
③スーパービジョン特講	13
2) 基幹科目	13
①子ども虐待臨床特講	13
②虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴	14
③アタッチメント理論の臨床応用	14
④ソーシャルペダゴジー	14
⑤子ども虐待とアドボカシー	15
⑥小児精神医学特講	15
3) 関連科目	15
ア. 子ども理解領域	15
①臨床発達心理学特講	16
②子どものウェルビーイング特講	16
③発達障害支援特講	16
④多文化共生教育・保育特講	16
⑤子どもの表現特講	16
イ. ソーシャルワーク領域	17
①ソーシャルワークの価値と理論	17
②ソーシャルワークの実践と分析	17
③ファミリーソーシャルワーク特講	17
④地域福祉論特講	17
⑤地域福祉マネジメント実践方法論特講	17
⑥福祉行財政学特講	18
4) 実習・演習科目	18
①子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）	18
②子ども家庭福祉実習Ⅱ（市町村、在宅）	19
③子ども家庭福祉実習Ⅲ（児童相談所）	19

④子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設）	19
⑤子ども家庭福祉実践演習Ⅱ（市町村、在宅）	19
⑥子ども家庭福祉実践演習Ⅲ（児童相談所）	20
⑦人間福祉実践演習Ⅰ	20
⑧人間福祉実践演習Ⅱ	20
5) 研究科目	21
①人間福祉学特別研究Ⅰ	21
②人間福祉学特別研究Ⅱ	21
③人間福祉学特別研究Ⅲ	21
④人間福祉学課題研究	21
(3) 教育方法および特色	23
1) 教育方法等	23
①受講上の留意事項の明示	23
②成績評価方法の明示	23
③オフィスアワーの設定	23
④学生のニーズに応じた授業形態	23
2) 特色	23
①教員組織編成の考え方及び特色	23
②臨床実践を重視した教育	24
③少人数教育	24
④研究指導の方法における特色	24
⑤実習について	24
(4) 修了後の進路及びその見通し	24
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	24
(1) 教育方法に関する基本的な考え方	24
(2) 入学から修了までの履修指導、研究指導の方法及び修了要件	25
1) 履修計画の指導	25
2) 修得すべき単位	25
3) 単位時間数	25
4) 履修モデル	26
5) 修学支援体制	27
6) 社会人のための配慮	27
(3) 実習指導の方法	27
1) 実習先及び実習時間	27
2) 実習指導の流れ	27
ア. 事前指導	27
イ. 実習	27
①前半	27
②後半	28
ウ. 事後指導	28
(4) 研究指導の方法	28
①研究指導の体制	28
②研究指導の計画	28
③倫理的配慮に関わる指導	29
(5) 修士論文等の審査の流れ	30
①研究計画書審査	30
②研究倫理審査	30
③修士論文等審査	30
④研究科委員会による合否判定	31
⑤修士論文等の審査基準	31
(6) 修了要件	32

(7) 学位記の授与	32
(8) 論文要旨等の公表	32
(9) 学生の厚生に対する配慮	32
(10) 学生に対する修学上の支援の充実	32
(11) 社会人学生に対する支援	32
6. 特定の課題についての研究成果の審査	33
(1) 特定の課題の内容と妥当性	33
(2) 教育研究水準の確保についての配慮	33
7. 基礎となる学部（人間福祉学部学士課程）との関係	34
(1) 人間福祉学部学士課程の特色	34
(2) 既設の人間福祉学部との関係	34
8. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	35
(1) 実施場所、実施方法及び学則における規定	35
(2) 告示の要件の充足	35
9. 大学院設置基準第14条に定める教育方針の特例の実施	35
(1) 大学院設置基準第14条適用の必要性	35
(2) 修業年限	36
(3) 履修指導及び研究指導の方法	36
(4) 授業の実施方法	36
(5) 教員の負担の程度	36
1) 教員負担の軽減	36
2) 学生への指導の不具合の回避	36
(6) 施設設備の利用方法や学生の厚生に対する配慮及び必要な職員の配置	36
10. 入学者選抜の概要	36
(1) 基本方針	36
(2) 入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	36
(3) 募集人員	37
(4) 入学資格	37
(5) 出願資格	37
(6) 入学者選抜の方法	37
1) アドミッション・ポリシーにあげた学生を選抜するための入学選抜の基本方針	37
2) 選抜方法	37
3) 短期大学卒業生に対する個別の入学資格審査	38
11. 教員組織の編成の考え方及び特色	38
12. 研究の実施についての考え方、体制、取組	39
13. 施設、設備等の整備計画	39
(1) 校地、運動場の整備計画	39
(2) 校舎等施設の整備計画	40
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	40
14. 管理運営及び事務組織	40
15. 自己点検・評価	42
(1) 目的	42
(2) 組織	42
(3) 自己点検・評価項目	43
(4) 自己点検・評価部会の取り組み	43
(5) 自己点検・評価の公表	44
16. 認証評価	44
17. 情報の公表	44
(1) 基本方針	44
(2) 公開内容と方法	44
18. 教育内容等の改善のための組織的研修等	45

(1) 基本方針	45
(2) 具体的な取り組み	45
(3) 期間の定めのある教員の雇用	45
(4) 学生による授業評価	45
(5) 教員による自己評価	45
(6) 教員の倫理の保持	45

1. 設置の趣旨及び必要性

山梨県立大学（以下「本学」という。）は現在、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部、看護学研究科（博士前期・後期課程）の3学部1研究科で構成されている。山梨県を取り巻く地域課題、地域の要望、本学に寄せられる専門職からの期待等を踏まえ、新たに、人間福祉学研究科人間福祉学専攻修士課程を以下の趣旨・必要性から開設し、これからの地域に求められる専門性の高い人材を養成することを目指す。人間福祉学とは、社会の発展によって必然的に生じる社会問題の解決を目標に、法制度の制定や改変を中心に社会改革を進める社会福祉学を基盤とし、一方でその社会に属する人々の心理および精神保健等への視点を持ちながら個々人のウェルビーイングの向上に寄与しようとする学問領域である。

(1) 教育研究上の理念・目的

本学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」及び「地域に開かれ地域と向き合う大学」を建学の理念とし、県民の強い期待と支援のもとに成り立つ公立大学である。地域の産業振興や、保健医療を含めた地域福祉、住民の生活・文化の向上など、地域社会の発展に寄与するという大きな使命を有するとともに、山梨県から日本へ、さらに世界への貢献を目指している。

設置主体である山梨県は、本学が自主・自律性を確保しつつ、地域ニーズや時代の変化に柔軟かつ的確に対応した大学づくりを推進するよう、基本的な目標を以下に定めている。

- 1 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成...山梨県の発展に寄与することを基本に、更なる教育の質の向上を図り、グローバルな視野で現実をとらえながら、主体的に考え行動できる、社会の実践的な担い手や指導的な人材を育成し、地域社会に輩出することを目指す。
- 2 地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献...全学的な研究水準の向上を図る中で、公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を、その成果や進捗状況などについての不断の客観的評価を踏まえつつ、引き続き推進するとともに、大学の知的資源や研究成果については、社会への還元を積極的に行い、地域の更なる発展に貢献することを目指す。
- 3 自主・自律的な大学運営の推進...理事長（学長）のリーダーシップの下、より効果的・機動的な運営組織及び県立大学にふさわしい教育研究組織の構築、柔軟で弾力的な人事制度の整備、業務の見直しなどによる経営の効率化に積極的に取り組み、自主・自律性に基づく健全な大学運営を目指す

(2) 修士課程の設置を必要とする理由

1) 我が国の人間福祉の状況について

今日、日本社会では、少子高齢化が進行し、地域社会や家族関係のあり方が変化する中で、子どもや障害者、高齢者への虐待、生活困窮、発達障害、引きこもりやニート、DV、アルコール依存症や薬物依存症、うつ病、いじめや不登校、多文化共生等、ライフサイクル全般にわたる様々な社会問題が急増している。

特に、人間福祉においては、子ども虐待への対応が非常に重要な課題となっている。虐待やネグレクトという不適切な養育環境は、子どもにトラウマ性障害やアタッチメント関連障害など、複雑な心理・精神的問題や行動上の問題をもたらす。また、虐待傾向のある親の多くが、自分自身が幼少期に虐待を受けて育つなど、深刻な精神的問題を抱えている。こうした子どもや親たちに適切な支援を提供するためには、この問題に対応する相談員・支援員等のソーシャルワーカーや保育者・教員に高度の専門性が求められることとなる。

こうした複雑で深刻な課題を解決していくためには、社会福祉の理念をもち、子どもの成長し発達する権利を深く理解し、子どもの育ちを支援する力と、その育ちを支援する様々な人々をつなぐ“連携力”を有することが鍵となる。したがって、一人一人のニーズに応じた支援を提供し、かつ地域で支えあうシステムの構築に貢献できる人材として、高度な専門性を備え、指導的・中核的な役割を果たせる専門職の養成が求められている状況である。

2) 国の施策

国は、平成28年5月、児童福祉法（以下「法」という。）を改正し、子どもが権利の主体であ

ることを位置づけるとともに、代替養育が必要な場合であっても、家庭と同様な養育環境での養育を行う、子どもの家庭養育優先の原則を明記した。

さらに、平成 28 年改正法の理念を実現し、子どもの家庭への養育支援から代替養育の提供までの、社会が子どもを養育する体制の充実を着実に進めるため、国は平成 29 年 8 月、「新しい社会的養育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を示し、国・都道府県・市町村の役割や具体的な取組及び工程などを示した。

また平成 28 年の法改正では、児童相談所の体制強化として、都道府県は児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くことになった。さらに、平成 29 年には「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）」が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要であることが指摘された。そして、「要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）」が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効性ある役割を果たすためには、子どもの問題に通じた専門性を有する人材が必要であるとされた。そこで、調整機関に専門職の配置を義務付ける（現行は努力義務）と共に、調整機関に配置される専門職には、研修受講も義務付けられた。

また、子ども家庭総合支援拠点、児童福祉法 10 条の 2 に基づき、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行うものであり、政令指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められている。切れ目のない支援がワンストップで行えるよう、改革が進められている。

厚生労働省の報告によると、全国の児童相談所が対応する虐待通告件数は 20 万件あまりであるのに対して、虐待やネグレクトを理由に家庭から分離されて里親家庭や児童養護施設等に入所する子どもは年間に 4,000～5,000 人程度に過ぎない。すなわち、虐待等の問題がありながらもほとんどの子どもはその家庭に留まり、市町村等の在宅支援の対象となっているわけである。こうした子どもや家庭への在宅・地域支援の要となる児童福祉施設として保育所や認定こども園があげられる。保育所や認定こども園の保育者には要支援家庭の早期発見や子ども虐待の予防と対応、関連機関との連携のための知識や技術などの実践力がよりいっそう求められるようになっている。

なお、2022 年 6 月に成立した改正児童福祉法において、子ども家庭福祉分野の専門性を有するソーシャルワーカーの新たな認定資格の設置が定められた。この新たな認定資格は、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士を基礎として、子ども家庭福祉領域の知識及び技能等に関する研修を受けた上で、認定機構が実施する試験に合格したものに与えられる仕組みとなっている。さらに、子ども虐待の問題を中心に、子ども家庭福祉領域に求められる専門性のさらなる高度化が予測されることから、2022 年改正法では、2026 年を目処に上記認定資格の国家資格化を検討することとされた。

このような国全体の施策の流れにより、地域においてより高度な専門性を有し、関係機関と連携を図りつつ、スーパーバイズできる人材のニーズは、近年ますます高まっている。

3) 本県における設置の必要性

山梨県では、子どもの権利条約や法の理念である子どもの家庭養育優先を進め、子どもの最善の利益を優先した社会的養育を着実に推進するため、「やまなし家庭的養護推進プラン」（平成 27 年 3 月策定）を全面的に見直し、具体的な取組や目標などを示した「やまなし社会的養育推進計画」（令和 2 年 3 月策定）（以下「推進計画」という。）を新たに策定した。

本県では、全国と同様、児童虐待相談対応件数が増加（2017 年度：1,290 件、2018 年度：1,492 件、2019 年度：1,906 件、2020 年度：2,108 件、2021 年度：2,259 件）しており、とりわけ専門的知識や技術を要する困難事例の増加が顕著である。また今後、推進計画における推計では、本県の子ども的人数は減少する一方で、家庭分離が必要な子ども的人数は増加する結果

（2019 年度：319 人、2024 年度：356 人、2029 年度：407 人）となっていることから、児童相談所職員、特に児童福祉司の専門性の向上が急務である。しかしながら、本県の児童相談所では、人材の量的不足や人事異動に伴う職員体制の不安定さにより、OJT のみで専門性を高めることが困難であることなどから、対人援助業務を主とする児童福祉司の専門性の向上を組織的に図っていく方策に関して、多くの課題がある。令和 2 年 7 月に実施した本県福祉職員へのアンケート

ト調査結果においても、児童相談所での業務にあたる際、専門性の不足により対応困難と感じている職員が大半を占めている現状が明らかとなっている。

また、市町村においても、平成28年の法改正により、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等を含め、すべての子どもとその家庭を対象として必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」（以下「拠点」という。）の整備に努めなければならないと規定された。拠点での支援業務を行う職員は、個々の支援スキルを向上させるのみならず、組織としての能力の向上が求められ、福祉的側面、心理的側面、医療的側面、法的側面など様々な専門的知見を蓄積する必要がある。そのため本県は、市町村職員のスキルアップに努めることを、推進計画で示したところである。令和2年4月、本県が市町村に対して行ったアンケート調査結果では、人間福祉における適切な対応のため、対応職員の専門性確保が組織としての課題であると、県内27市町村のうち24市町村（全市町村の88%）が回答した。

さらに、法改正によって、児童養護施設は、専門的ケアが必要な子どもを対象に治療的養育を提供するという高度な専門性が求められることになった。また、児童養護施設は家庭養育優先を推進するという法の理念に則り、できる限り入所期間の短縮に努め、児童相談所と連携し、家族再統合に向けた支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む家庭への支援を行うなど、多機能化を図ることにより、施設を拠点とした家庭・地域支援など、より一層の専門性を高めていく必要がある。そのため本県は、推進計画の中で、専門性の高い施設養育を行うための支援に努めることを明記している。

子ども・子育てに関しては、令和2年3月に「第二期やまなし子ども・子育て支援プラン」が策定され、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応といった「社会的養育等の推進体制の充実」や小児医療や食育などの「親子の健康の確保及び増進」などの方針が掲げられ、複雑化する子ども・子育てに関する諸問題に対して、幼稚園等と他の関係機関、保育者と他の専門職が連携して取り組むことが求められている。

以上のことから、本県の人間福祉及び子ども家庭福祉に係る専門性確保の必要性は極めて高く、かつ急務である。

(3)大学院人間福祉学研究科の教育理念・目的

本研究科は、「誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる社会づくりに貢献する」という人間福祉学部の教育理念に基づき、複雑化、深刻化する子ども虐待に対応できる高度な専門的職業人として、子ども家庭福祉の専門性に加え、子ども理解、ソーシャルワークにも幅広く精通し、現場での学びから自らの「経験知」や「実践知」を概念化し、それを現場に還元できる研究的視点を備えた実践者の養成を目指す。

(4)大学院人間福祉学研究科の人材養成の目的

本研究科の教育目標は、子ども家庭福祉分野における一定の基礎的な知識・技能・実践力を備えた者を対象に、子ども虐待に対する高度の専門性を備えた実践者を養成することである。合わせて、子ども虐待の問題を抱えながらも子どもを家庭から分離せず在宅支援を実施しなければならないわが国の子ども虐待対応の現状を踏まえ、保育所や幼稚園の保育士・教諭及び市町村等の社会福祉の担当者を対象に、虐待を受けた子ども及び虐待傾向のある家族の在宅・地域支援を担う専門性の高い実践者を養成する。具体的には、各分野で活躍できる以下のような資質・能力を備えた人材の育成に向けて教育・研究活動を展開する。

- 1 子ども家庭福祉分野において、虐待・ネグレクトが子どもに与える心理的・精神医学的影響及び虐待を生じる親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、虐待相談業務や子どもへの治療的養育、心理的ケアを担当できる高度な技能を有する人材。
- 2 子どもの保育・幼児教育の分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保育所・認定こども園等を基盤とした子ども及び家族への支援を提供できる高度な技能と実践力を有する人材。
- 3 ソーシャルワークの分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保健、医療、教育などの諸機関、多職種と連携し、虐待リスクのある子ども・家庭を支援するための包括的支援体制を構築でき

る人材。

本研究科を修了した学生は、下記のような施設・機関において困難な状況を主導的かつ協働的に解決でき、リーダー的な役割を果たすことが期待される。

- 児童相談所や市町村等の行政機関における虐待対策の専門職
- 重篤な虐待を受けた子どもへの治療的なケアを実践できる基幹的な施設職員
- 子ども虐待の早期発見と支援を実践できる保育所や幼稚園、認定こども園等のリーダー職員
- 虐待リスクのある子どもと家族への包括的な支援を多職種で連携し、地域で展開できる児童家庭支援センター等のリーダー的職員
- 県並びに市町村等、行政職のリーダー的職員

さらに、将来的には理論と実践を結びつけて、新たな知見を導き出し、研究的視点に基づいた現場改革を推進するとともに、次世代の専門職の育成を担うことができる人材に育っていくことが期待される。

(5)修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本研究科の教育理念・目的、また、人材養成のための教育目標に照らして、その課程修了にあたっては、子ども家庭福祉などに関する高度な専門的知識、スーパービジョンの実践力、関係者・機関との連携力、理論と実践を高次元で統合し、課題解決を主導する力が求められる。これにより学位は、大学院学則で規定する課程の目的を充足した上で、以下の資質・能力を有することが認定された者に授与される。

- DP ① 子ども虐待を地域の福祉課題として捉え、子ども虐待や、子どもと家庭のウェルビーイングの増進に関する高度な専門的知識を修得している。
- DP ② 高度な専門職としてスーパービジョンを実践し、子ども家庭福祉などに関係する諸機関との連携を推進する能力を修得している。
- DP ③ 子ども家庭福祉などに関連する理論と実践を結びつけ、課題解決に向けて論理的に考察する能力を修得している。

(6)教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

前述のディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）に定めた知識・能力を修得するために、以下に示すカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って教育課程を編成する。その運用にあたっては、人間福祉及び子ども家庭福祉に関わる高度な実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技能と教育的な指導力をもって質の高い教育を展開する。

なお、科目構成は下記に示す通り、基礎科目、基幹科目、関連科目、実習・演習科目、研究科目の5つに分類される。

- CP ① 高度職業人として必要な知識と技術を修得するために、人間福祉及び子ども家庭福祉の理論に関する「人間福祉学特講」を「基礎科目」の一つとして配置し、必修とする。また、子ども虐待の臨床をより深く理解するための科目を「基幹科目」と位置づけ、そのうちの3科目を必修とする。さらに、様々な領域・実践現場において虐待問題に関わる対応力を高めるために「関連科目」を選択科目として配置する。
- CP ② 対人援助の実践能力や組織改善に向けたスーパービジョンの能力を高めるため、「スーパービジョン特講」を「基礎科目」の一つとして配置し、必修とするとともに、「実習・演習科目」を選択必修科目として配置する。
- CP ③ 「実習・演習科目」での実践を基に、修士の学位論文又は特定の課題についての研究レポートを作成する際に求められる分析力や研究力を培うため、「人間福祉学研究方法」を「基礎科目」の一つとして配置し、必修とするとともに、「研究科目」を選択必修科目として配置する。

学修成果については、科目毎のシラバスにおいて到達目標及び成績評価基準を明示し、筆記試験、レポート、発表・討論等の評価方法に基づき到達度を評価する。また、修士の学位論文又は特定課題研究レポートについては、研究科の定める審査基準に基づき到達度を評価する。これらの評価により、ディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の修得を判断する。

(7) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

入学者の受け入れにあたっては、前述のカリキュラム・ポリシーを踏まえて、子ども家庭福祉、幼児教育・保育、ソーシャルワークの各分野における一定の基礎的な知識・技術・実践力を有する者を対象として、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの基本方針）を適用する。

- AP ① 修士課程の学修の基盤となる人間福祉及び子ども家庭福祉に関する基礎的知識を有している。
- AP ② 人間福祉及び子ども家庭福祉に関する高度な実践のために、論理的な思考力、柔軟な発想力、基礎的な省察能力、及びコミュニケーション能力を有している。
- AP ③ 人間福祉及び子ども家庭福祉について、現状に対する問題意識を持ち、実践と研究に取り組む意欲を有している。

(8) 3つのポリシーの相関および整合性

本研究科におけるディプロマ・ポリシーと科目配置（カリキュラム・マップ）については表1に、3つのポリシーの相関および整合性は、【資料1】に示す。

表1 ディプロマ・ポリシーに向けた科目配置（カリキュラム・マップ）

研究科目 (DP③)				
人間福祉学 特別研究Ⅰ	人間福祉学 特別研究Ⅱ	人間福祉学 特別研究Ⅲ	人間福祉学 課題研究	
基幹科目 (DP①)	関連科目 DP①		実習・演習科目 (DP②)	
子ども虐待領域	子ども理解領域	ソーシャルワーク領域	実習科目	演習科目
子ども虐待とアドボカシー	多文化共生教育・保育特講	福祉行財政学特講	子ども家庭福祉実習Ⅲ (児童相談所)	子ども家庭福祉実践演習Ⅲ (児童相談所)
アタッチメント理論の臨床応用		ファミリーソーシャルワーク特講	子ども家庭福祉実習Ⅱ (市町村、在宅)	子ども家庭福祉実践演習Ⅱ (市町村、在宅)
虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴	子どもと表現特講	ソーシャルワークの実践と分析	子ども家庭福祉実習Ⅰ (施設)	子ども家庭福祉実践演習Ⅰ (施設)
小児精神医学特講	子どものウェルビーイング特講	地域福祉マネジメント実践方法論特講		
ソーシャルペダゴジー	臨床発達心理学特講	地域福祉論特講		人間福祉実践演習Ⅰ
子ども虐待臨床特講	発達障害支援特講	ソーシャルワークの価値と理論		人間福祉実践演習Ⅱ
基礎科目 (DP①)		基礎科目 (DP③)		基礎科目 (DP②)
人間福祉学特講		人間福祉学研究方法		スーパービジョン特講

DP①に示した「高度な専門的知識の修得」に向け、CP①では、「基礎科目」として「人間福祉学特講」を必修とし、「人間福祉学」の背景を学んだ上で、子ども虐待に関する高度な専門知

識の学修ができるよう、「基幹科目」（子ども虐待領域）として6科目を配置し、そのうち3科目を必修とした。また、子ども虐待の問題が多様化・複雑化していることから、「関連科目」として、子ども理解領域5科目とソーシャルワーク領域6科目を配置し、幅広く高度な専門的知識が獲得できるようにした。

DP②に示した「高度な専門職としてスーパービジョンができる実践力と関係者・機関との連携力の修得」に向け、CP②では「基礎科目」として「スーパービジョン特講」を必修科目とし、職場や機関においてスーパーバイザーとして機能していくための知識、特に、スーパービジョンの構造と内容について修得する。そのうえで、「実習・演習科目」を設け、実習先や学生自身の実践現場での事例について、大学教員からのスーパーバイズを受け、実践力・連携力が高める。

DP③に示した「理論と実践を結びつけ、課題解決に向けて論理的に考察する能力の修得」に向け、CP③として、研究の基本となる調査方法と研究倫理を修得する「人間福祉学研究方法」を「基礎科目」の必修とした。さらに、CP①での専門的な知識とCP②での実践力・連携力を総合し、高度な専門的知識や理論と実践を高次元で統合し、「研究科目」では、修士論文または特定課題研究としてまとめ、論理的に考察する能力を修得する。

そして、これらの学修を効果的に進めるために、入学者の受け入れにあたっては、子ども家庭福祉、幼児教育・保育、ソーシャルワークの各分野で一定の基礎的な知識・技術・実践力を有する者を対象とすることをアドミッション・ポリシーとして定めた。

具体的には、DP①およびCP①での高度な専門的知識の修得に向け、AP①として、その基盤となる人間福祉及び子ども家庭福祉に関する基礎的知識を有していることとした。また、DP②およびCP②での高度な実践力、連携力のための資質として、AP②は論理的な思考力、柔軟な発想力、基礎的な省察能力、及びコミュニケーション能力を有していることとした。さらに、DP③およびCP③の修得に向け、AP③では現状に対する問題意識を持ち、実践と研究に取り組む意欲を有していることを求めている。

2. 人間福祉学研究科の構想

本研究科は、修士課程までの構想である。研究的視点を持った実践者を養成することを目的としており、人材不足が指摘されている現状に鑑み、実践現場における高度な専門職としてのリーダーを養成するために、修士課程までの構想としている。

3. 研究科の名称及び学位の名称・定員

(1) 大学院人間福祉学研究科の名称と専攻の名称

本研究科は、「誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる社会づくりに貢献する」という人間福祉学部の理念に立脚し、子ども家庭福祉、幼児教育・保育、ソーシャルワークの各分野における一定の基礎的な知識・能力を備えている学修者に対して、より高度で専門性の高い知識・能力の修得を可能とする大学院教育を行うものである。したがって、この理念を明示するために、研究科の名称を「人間福祉学研究科」とする。

専攻課程については、すでに学問領域の名称として確立している社会福祉学、幼児教育学、保育学の領域横断的な研究を行うことを明示するために「人間福祉学専攻」という名称を用いる。

本研究科・専攻の名称の名称は下記のとおりである。

○ 山梨県立大学大学院 人間福祉学研究科 人間福祉学専攻

Yamanashi Prefectural University、Graduate School of Human and Social Services
(Master's Program in Human and Social Services)

(2) 学位の名称及び英語名称

子ども家庭福祉、幼児教育・保育、ソーシャルワークについて多角的に考察することができ、各分野で要求される高度な専門的知識・能力を身につけていることを明示するために、以下のとおりとする。

学位の名称：修士（人間福祉学）

英語名称：Master of Human and Social Services

(3)入学定員及び収容定員

大学院 人間福祉学研究科：修業年限 2 年・入学定員 5 名（収容定員 10 名）

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1)教育課程編成の基本方針

本研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は以下の通りである。

- CP ① 高度職業人として必要な知識と技術を修得するために、人間福祉及び子ども家庭福祉の理論に関する「人間福祉学特講」を「基礎科目」の一つとして配置し、必修とする。また、子ども虐待の臨床をより深く理解するための科目を「基幹科目」と位置づけ、そのうちの 3 科目を必修とする。さらに、様々な領域・実践現場において虐待問題に関わる対応力を高めるために「関連科目」を選択科目として配置する。
- CP ② 対人援助の実践能力や組織改善に向けたスーパービジョンの能力を高めるため、「スーパービジョン特講」を「基礎科目」の一つとして配置し、必修とするとともに、「実習・演習科目」を選択必修科目として配置する。
- CP ③ 「実習・演習科目」での実践を基に、修士の学位論文又は特定の課題についての研究レポートを作成する際に求められる分析力や研究力を培うため、「人間福祉学研究方法」を「基礎科目」の一つとして配置し、必修とするとともに、「研究科目」を選択必修科目として配置する。

学修成果については、科目毎のシラバスにおいて到達目標及び成績評価基準を明示し、筆記試験、レポート、発表・討論等の評価方法に基づき到達度を評価する。また、修士の学位論文又は特定課題研究レポートについては、研究科の定める審査基準に基づき到達度を評価する。これらの評価により、ディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の修得を判断する。

本研究科は、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」を踏まえ、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人を養成するものである。そのため、「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」が求められている。

そこで、「理論と実務の架橋」を目指すため、子ども家庭福祉分野でオピニオン・リーダーとしての役割を果たし、国際的な視野を有する教員を中心に、多様で複雑な虐待問題に対応できるよう、子ども理解領域からソーシャルワーク領域まで幅広くバランスの取れた教員配置で実践的教育を行っていく。

まず、「理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育」として、人間福祉に関する基礎科目、子ども家庭福祉に関する基幹科目に加え、関連科目として子ども理解領域からソーシャルワーク領域まで、一人一人のニーズに沿って科目を選択し、発展的かつ体系的に学ぶことができるように分野横断型のカリキュラムを構成した。

また、12 週にわたる実習 3 科目とその実習に対応した演習 3 科目を設け、現場での実践的な学びと大学教員からのスーパーバイズによる学びの循環により、児童相談所、児童養護施設などでの実習と専門的な指導助言を行う演習を融合し、経験を理論化し、学問と実践を組み合わせた教育を行う。また、現職を持つ社会人に対しては、自分の実践現場での事例に関して、大学教員からのスーパーバイズを受け、実践力・連携力が高められるよう、演習 2 科目を配置した。

さらに、「高度な専門職業人として求められる交渉能力を磨く教育」として、演習科目を設け、実践的な連携力を高めるとともに、「高度な専門職業人として求められる表現能力」として、「研究科目」を設け、修士の学位論文あるいは特定の課題についての研究（以下、「特定課題研究」）レポートとしてまとめ上げ、自身の研究をプレゼンテーションできる能力を培うものである。

本研究科に入学する学生には、人間福祉学の学士を有する本学卒業生の他、福祉事務所、児童相談所、市町村子ども家庭総合支援拠点、児童家庭支援センター、社会福祉協議会などの相談機関や、児童養護施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設での実践経験を有する者が考えられる。これら学生の学修ニーズは、「子ども虐待、発達障害等、子どもを取り巻く複雑化した課題に対する学問的探究」「地域社会においてウェルビーイングを増進する高度な臨床力・実践力の修得」「要支援児に対する幼稚園等での問題解決力・実践力の修得」「要支援家庭への支援体制づくりに求められる連携力・実践力の修得」にあると考えられる。そこで、学生の実践経験や、それにもとづく疑問等を体系的に整理し、理論的に考察することを可能にするよう教育課程を編成する。

時間割【資料2】の通り、すべての講義科目と演習科目は、平日夜間および土曜昼間に開講する。また、実習は、平日あるいは土曜の週1日、7時間を12回(3か月)にわたり、行うことを基本とし、社会人として学ぶ学生の勤務形態は多様であることが想定されるため、実習は学生の勤務形態に柔軟に対応し配慮する。

1年次前期において必修科目として基礎科目を履修し、「人間福祉学」の専門的な基礎、実践法、研究倫理、研究法、最良の実践のためのスーパービジョンについて基本的な知識を修得する。また、本研究科の核である「子ども虐待領域」を基幹科目とし、その中でも基礎となる科目を必修科目として履修することで学問的基礎を固める。さらに、実習・演習科目により、早い段階から大学での学修と実践現場での往還の学びを促し、理解を深める土台を作る。

1年後期以降は基幹科目の履修を踏まえて、各領域の関連科目や実習・演習科目を履修し、スーパーバイズの方法や技術を修得する。2年次には修士の学位論文の作成に十分な時間を確保できるように科目を編成する。実際のカリキュラムの運用では、専門職に求められる基礎的な理論・技能の修得と領域ごとの実践現場での学びの往還が可能となるよう、授業配置は柔軟に行う。また、授業形式は、講義以外に事例報告形式、課題討論方式など、実践現場に即応した演習を多く組み入れる。また、修士の学位論文の作成に向けた研究活動は、実験や調査に限定せず、現場実践を活用した質的研究、事例研究、実践研究等も奨励する。

また、現職人材が働きながら学び、1年間での修了も可能となるように、科目等履修制度を活用したオーダーメイド型の履修プログラムも用意する。その際は、実習・演習科目に必要な時間を確実に確保し、「人間福祉学課題研究」において現場で収集したデータ・事例の分析とスーパービジョンの成果を集約して、特定課題研究レポートとして作成できるように指導を行う。

本研究科の基幹科目である「子ども虐待領域」は、子どもを中心とした発達や相談援助等の知識・技術・実践力、家庭環境への視座を含む虐待相談業務や心理的・医療的ケアに関する知識・技術・実践力を培う科目群である。

関連科目は、2つの領域で構成する。第1の「子ども理解領域」は、子どもの行動や表現、生活習慣から多様な子どもの発達について理解し、子どものウェルビーイングを保育実践や家庭支援において多職種及び地域と連携して促進するための科目群である。第2の「ソーシャルワーク領域」は、子ども虐待に関連するソーシャルワークにかかわる科目群である。

これらの領域の設定は、学生の専攻領域を限定するものでなく、学生が研究課題を探究するうえで、視野の広い柔軟性のある研究や実践・臨床モデルを各自が創造できる手がかりを与えることを目的とする。そして、学生自身の職務等の社会経験や将来の進路希望、個々の就学・研究のニーズに応じて研究課題を柔軟に設定することを支援する。

(2)授業科目の概要

1)基礎科目

「基礎科目」は「人間福祉学特講」「人間福祉学研究方法」「スーパービジョン特講」の3科目で構成される。これらの科目は1年次での必修科目とし、人間福祉学の専門的な基礎、実践法、研究倫理、研究法、最良の実践のためのスーパービジョンの理論について基本的な知識を修得することを目的としている。

①人間福祉学特講

人間福祉学は実践と理論が交錯し、また多様な学問領域に横断的に関わる学問である。本講義

は、人間福祉学に関する学問的背景（思想・歴史・価値等）を広く理解させることを目的とし、人間福祉学の背景を、他の学問分野の知識も含めて広く修得することが、本講義の目的となる。

人間福祉学において重要な人権の概念について、とくに子どもの人権に焦点を当てて理解を深める。また、人間福祉学を、社会福祉の成立の歴史と関連させながら検討し、人間福祉学そのものへの理解を深いものにする。また、ソーシャルワークの根幹をなす倫理や正義について、義務論や功利主義、自由主義といった倫理学理論や、ロールズの正義論以降まで概観する。さらに、社会福祉は、社会・政治システムのなかで、それと緊密に関連しつつ機能するものであり、こうしたシステムへの理解は必須であるため、その基本的な事項を概説する。また、ソーシャルワークを展開するにあたって課題となる多様性やそこから生じてしまう差別の問題に関する知識を教授するとともに、育てにくさの大きな課題となっている子どもの多様な障害について理解を深め、特に発達障害とその支援について、現状を概説する。以上のような内容により、人間福祉学の背景を、他の学問分野の知識も含めて広く押さえることが、本講義の内容となる。

②人間福祉学研究方法

人間福祉学の研究方法を概観し、広く身に着けることを目的とする。人間福祉学は、実践が研究を促し、研究が実践に還元され、また実践が研究を喚起するという、実践と研究が密接に接続する分野である。まずこの実践と研究の接続を押さえる。また、人間福祉学は社会科学としての側面をも持つが、社会科学が現実を理解するうえでの原理的問題（社会という対象の存在性格や、原因と結果という概念等）も理解する。それを踏まえたうえで、本講義の本体部分では、量的調査（社会統計、質問紙調査等）・質的調査（インタビュー等）の方法や、それらの結果を分析する技能を広く概観する。最後に、研究者として身に着けておかねばならない研究倫理をしっかりと習得させる。

③スーパービジョン特講

職場や機関のスーパーバイザーとして機能していくための知識、特に、スーパービジョンの構造と内容について十分に教授できるようにする。基本的には、KADUSHINのスーパービジョンに学びつつ、必要に応じて他の文献にもあたりながら、理解を深められるよう展開していく。

特に、実践において展開しうることが肝要であると考えられるため、実践における課題等、特に、学生のスーパーバイザー及びスーパービジョン経験をふまえ、その実践を評価検討し、効果的、実践的なスーパービジョンを学べるよう授業を展開していく。具体的には、スーパービジョンの歴史、概念、構造を概説し、管理的スーパービジョン、教育的スーパービジョン、支持的スーパービジョンについて理解を深め、自らの実践現場における、スーパービジョンの各機能の現状や課題を評価・検討する。そのうえで、実践現場にスーパービジョンシステムを具体的に位置づけるための方策について明確化できるようにする。

2)基幹科目

ディプロマ・ポリシーにもとづき、子ども虐待に関する専門的な知識・技術・実践力を培うことを目的に、子ども虐待領域を「基幹科目」として設定する。子ども家庭を取り巻く社会環境、虐待問題、精神医学などから構成し、子ども虐待の被害・加害者支援に関する理論を修得する。本領域の中で、特に基本的な事項を取り扱う「子ども虐待臨床特講」「虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴」「アタッチメント理論の臨床応用」の3科目は全員必修とし、「ソーシャルペダゴジー」「子ども虐待とアドボカシー」「小児精神医学特講」を加えた6つの科目を配置した。これらの科目では子ども・家庭の理解、子ども虐待への対応、困難な状況に直面する子ども家庭への支援の方策等、社会的な諸課題を取り扱い、理論から臨床へと繋ぐ実践的内容を教授する。

①子ども虐待臨床特講

虐待を受けた子どもに適切な支援を行うためには、虐待というトラウマ性の体験が子どもに与える心理・精神的影響や、アタッチメントの形成不全や愛情・依存欲求の未充足などの、ネグレクトを含む不適切な養育環境がもたらす心理・精神的影響を的確に理解する必要がある。本講義

では、これらのことを前提に、虐待などの不適切な養育環境の影響からの子どもの回復を促進するための支援のあり方を概観する。

虐待によるトラウマ関連障害や、ネグレクトを含む不適切な養育がもたらすアタッチメント関連障害は、子どもに全人格的な影響を与えることが少なくない。そのため、子どもの生活全般が治療的に組織化された治療的養育(therapeutic care)やトラウマを意識したケア(trauma informed care)が必要となる。こうしたケアのあり方は、非行などの行動上の問題を抱えた子どもの治療型施設(Bettelheim, B. の Orthogenic School や Redle, F. の Pioneer House など)において開発・試行され、その後、虐待やネグレクトを受けた子どもたちへの治療的養育として発展してきた。本講義では、こうした治療的養育に関して概説する。

また、虐待やネグレクトを受けた子どもへの支援法として心理・精神療法がある。特に、トラウマに焦点を当てた心理療法には TFCBT(トラウマ・フォーカスト認知行動療法)やポストトラウマティック・プレイなどがある。本講義では、これらの技法について概観し、心理・精神療法における回復に向けた支援の基本的な考え方を解説する。

②虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴

子ども虐待の臨床において、主要な目標の一つが、家庭が適切な養育能力を回復できるように親・家庭を支援することである。そして、適切な支援のためには、子ども虐待を生じる親・家族の心理・社会的特徴の的確なアセスメントが求められる。

子ども虐待を生じる精神力動的プロセスとして指摘されているものに「世代間連鎖」、すなわち虐待を受けて成長した人が、親として子どもを虐待するという現象がある。従来 of 調査研究によれば、虐待の世代間伝達率は約 30%と半数以下となっているものの、児童相談所等の社会的介入が必要とされる中程度の虐待や、虐待死亡事例といった重度の虐待に事例においては、ほぼ全ての事例で世代間伝達が生じていることが確認されている。これまでの調査研究では、世代間伝達を生じる要因として、虐待を受けて育つことによる「体罰肯定感」「被害的認知」「自己欲求の優先傾向」が指摘されている。

本講義では、虐待傾向のある親の心理的特徴や家族の社会的特徴を、上記の世代間伝達の事例を中心に検討する。

③アタッチメント理論の臨床応用

親子関係の重要性が注目されたのは 19 世紀末の孤児院で死亡が多かったことによる。栄養や感染だけではなく、親子の関係性が重要であると考えられるようになったからである。その後、第二次世界大戦でヨーロッパに多くの孤児が生じたことから更に親子関係に関する研究が進んだ。その中から、Bowlby, J.によりアタッチメント理論が構築され、実証的に関係性の評価ができるようになったこともあり、飛躍的に研究が進んだ。サル of 隔離飼育の実験を含めた親子関係の研究の系譜をたどり、Bowlby のアタッチメント行動に関する理解を進め、アタッチメントの型分類および病的なアタッチメント、安全基地の歪みと子どもの行動、DSM-IIIに始まるアタッチメント障害という考え方、アタッチメント対象からの分離および喪失の影響を学ぶことにより、アタッチメント形成の重要性を学び、妊娠期からの乳幼児期にいたる早期の支援、アタッチメント形成に問題がある子どもへのケアのあり方について学ぶことを目的とする。

④ソーシャルパダゴジー

すべての家庭が子どもの健康的な成長・発達を保障できることが理想である。しかし、虐待やネグレクトなどのために子どもを養育することができない親・家庭は存在する。その際には、子どもを家庭から分離し適切な養育を提供することは社会の責務であり、こうした仕組みを社会的養育と呼ぶ。

こうした社会的養育において、養育の中心となるのは里親家庭や養子縁組家庭などの家庭養育であるが、一方で、社会的養育が必要とされる子どもの大半が虐待やネグレクトなどの不適切な養育を経験し、その結果、さまざまな心理・精神的問題や行動上の問題を有しており、家庭養育への適応が困難である。そのため、児童養護施設等の施設養育は、子どもの抱える心理的問題等を解決し、里親家庭や養子縁組家庭での養育が可能となるように子どもの問題の改善を図る必要がある。

施設養育が治療的機能を果たすためには治療的養育(therapeutic care)が必要となる。治療的養育においては、「安全。安心感の形成」「心理的な被保護感の形成」を基盤とし、その基礎の上に「対人関係の歪みの修正」「アタッチメントの形成とアタッチメント対象の内在化」「自己調節機能の形成」「問題行動の理解と自己への統合」という支援の課題が設定される。

本講義では、これら、社会的養護における治療的養育のあり方を修得することを目標に、大陸欧州において長い歴史を有する、子どもの発達保障を社会全体で担うことを中心としたソーシャルペダゴジー(social pedagogy)について理解を深める。

⑤子ども虐待とアドボカシー

アドボカシーは、「代弁機能」や「権利擁護」と訳される、わが国においては比較的新しい概念である。ソーシャルワークの利用者(ユーザー)は、多くの場合社会的弱者であり、そうした利用者の「声」を適切に捉え、ソーシャルワークに活用し、また、法制度の改革につなげるなど、アドボカシーはソーシャルワークにおいて重要な機能を担っていると言える。とりわけ、虐待やネグレクトを受けた子どもや、社会的養育を経験して成長した人たちの抱える困難が社会の意識にのぼるには、ソーシャルワークによる適切なアドボカシー機能が欠かせないといえる。

本講義では、特に子ども虐待と非行臨床の領域におけるアドボカシーの歴史、現状、および課題に関して解説する。

⑥小児精神医学特講

子どもの精神的な問題は育てにくさに繋がるために子ども虐待のリスクである。一方、虐待やネグレクトなどの不適切な養育は、子どもにさまざまな精神的影響を与える。特に、アタッチメント形成への影響と虐待によるトラウマは虐待環境に育った子どもの精神発達および身体発達に大きな影響を与える。

近年の小児期逆境体験の研究からも、虐待を始めとする小児期逆境体験は成人期にまで影響するような心身の問題が明らかになっている。

子どもの精神的な問題を早期に診断して適切に治療やケアを行っていくことが子どもの将来の福祉にとって重要な影響を与える。

学生たちが、①精神医学の歴史と今、②症状の把握の仕方、③子どもの発達・精神的発達とその見方、④精神的状態の診察(Mental Status Examination)、保護者への問診、それらを纏めての見立て(Formulation)、⑤精神医学の診断体系の変遷と現在の診断基準の考え方、⑥小児精神科でよく見られる疾患、⑦子どもの周囲の大人の精神疾患、⑧精神医学の治療の考え方、種類、適用に関する知識を得ることにより、a.精神科の診断がついている子どもや家族等に関してのイメージが持てること、b.精神科の受診を勧めるべき状態を的確に判断できること、c.精神医療関係者とのコミュニケーションが取れてよい連携ができることを目的とする。

3)関連科目

「関連科目」では、子ども虐待の問題に各分野で活躍できる人材を育成するために、対象となる子どもを理解し、実践的なアプローチで子どもや家庭支援を検討する“子ども理解領域”と、幅広い視点からソーシャルワークを学び、地域で支える支援を検討する“ソーシャルワーク領域”を設定し、多面的なアプローチから学修・研究を深められるように教育課程を編成する。

ア. 子ども理解領域

保育・教育現場において時代の変化に応じて子どもと家庭の福祉を増進するために求められる教育支援の在り方を修得する。本領域には、「臨床発達心理学特講」「子どものウェルビーイング特講」「発達障害支援特講」「多文化共生教育・保育特講」「子どもの表現特講」の5つの科目を配置した。これらの科目は、幼稚園・保育所等の現場において障害や外国籍等の特別なニーズのある子どもも含めた資質能力の育成に対して地域社会という広い知見も踏まえて、問題解決を切り開く最先端の教育方法を教授する。

①臨床発達心理学特講

人が自己実現に向かって生涯にわたり発達していく過程では、様々な臨床的な問題が起こりうる。特に、子どもの発達期では、感情調整の困難さや暴力行為、抑うつ症状、不登校、いじめなどが臨床的な問題の一例である。これらの問題について臨床発達心理学の視点から情報を収集し、問題の成り立ちを見立てるためには、病理モデルに基づく生物的要因のみならず、発達特性やパーソナリティといった心理的要因、生活環境や制度といった社会的要因を含めて統合的に仮説を生成する必要がある。情報収集から介入、効果評価の過程では、実践家の技量や興味ではなく、科学的根拠に裏付けられたエビデンスに基づく最良の実践が求められる。

本講義では、臨床発達心理学に関する包括的かつ最先端の知識を授け、受講者が子どもの臨床発達支援のために生物的要因・心理的要因・社会的要因の情報収集から統合的な仮説生成、介入の選択をエビデンスに基づいて判断する能力を育成する。

②子どものウェルビーイング特講

子どもが健康、すなわち、肉体的にも精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態であるために、生活の質をどのようにして高めるか、生活リズム、運動遊び、食生活の観点から、子どもの well-being に関する課題への理解を深める。また、子どもの well-being の実現を阻害している要因を把握する方法、多様な課題に応じた支援、子ども・家庭の主体的な問題解決を促す環境設定・方法および評価方法を理解する。そして、子ども家庭福祉・地域福祉・幼児教育の現場における実践と研究の接続をおさえ、自身の実践において、研究成果を実践現場に活用する方法を教授する。具体的には、乳幼児期の生活リズムの確立や運動発達に関する学術論文を講読し、心身の発達に及ぼす影響、適切な支援・援助方法を理解する。さらに、乳幼児期の生活習慣（とくに食生活）に関する学術論文を講読・要約・発表し、乳幼児期の生活習慣が心身の発達に及ぼす影響、適切な支援・援助方法を理解する。また、食生活や食行動、健康教育に関する様々な分野の論文を講読し、健康教育の理論やデータ収集・解析手法の基礎、健康教育の成果の評価指標を理解し、保育実践や家庭支援の実践における先行研究の活用方法を議論する。

③発達障害支援特講

授業の目標は、発達障害についての基本的知識を身につけ、支援の実際を学ぶことである。さらにインクルーシブな支援と教育のありかたが理解できるようになることである。また、市民、友人、家族、支援者、施策立案者、職場の同僚や上司などいかなる立場にあっても、必要に応じていつでも寄り添おうとする素地を養う。

授業の内容は、知的障害、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習障害等の理解と支援の基本を講義する。近年、障害の捉え方、支援のあり方が問い直されており、本講義ではこうした動向についても取り上げて、「障害とは何か」の問いに自分なりの考えをまとめられ、実践に移そうとする姿勢を育てる。

④多文化共生教育・保育特講

今日、日本国内の幼児教育や保育、子育て支援の現場では、外国とつながりのある子どもの受け入れが広がっており、その保護者の子育てを支援できる人材が求められるようになってきている。本講義では、日本と海外の幼児教育・保育の比較も踏まえて、多文化共生社会における幼児教育・保育のあり方を異文化間教育学やグローバル教育学の視点から分析・考察する。さらに、保育者に求められる子ども理解や異文化間コミュニケーション等の資質・能力、受入施設の経営改革や改善のプロセス、国や各自治体に求められる行政施策などについて具体的に検証し、多文化共生に向けた幼児教育や保育、子育て支援を実現するための方策を多面的・包括的に探究する。

⑤子どもの表現特講

子どもの主体的な遊びや生活の中で見られる多様な表現について、身体表現、言語表現、造形表現の3つの視点から、高度な専門的知識を教授する。子どもの表現に関する事例をドキュメンテーションとして記録することにより、発達の状況と課題を客観的に理解する方法を指導し、事例を基に、表現から子どもの内面を読み解き、どのように対応すべきであるか検討する。特に、複雑で深刻な課題を抱えた子どもが自分自身を表し、受容される機会を多く設け、自己有能感を

育むための環境構成や教材等、多様な援助の方法を教授する。具体的には、乳幼児期の身体表現事例から子どもの課題を読み取ると共に、子どもが自分の思いを自由に身体で表現できるような適切な支援・援助方法を理解する。さらに、乳幼児期の言語発達・言語活動に関する学術論文を講読し、研究デザインやデータ解析手法の基礎、研究の進め方を学ぶ。また、乳幼児の発達する姿を言語発達や人間関係など様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られる環境構成・適切な支援・援助方法を理解する。また、乳幼児期の造形表現に関する事例を検討し、その表現から子どもの課題を読み取ると共に、子どもが自由に思いを表現できるような適切な支援・援助方法を理解する。

イ. ソーシャルワーク領域

子ども家庭福祉に関連するソーシャルワークについて、地域・社会資源開発、専門職連携の促進や地方自治体における政策・制度、福祉計画等の地域福祉を推進する方法を修得する。本領域には、「ソーシャルワークの価値と理論」「ソーシャルワークの実践と分析」「ファミリーソーシャルワーク特講」「地域福祉論特講」「地域福祉マネジメント実践方法論特講」「福祉行財政学特講」の6つの科目を配置した。これらの科目は、ソーシャルワークについて多様な視点から学び、連携を推進し、個別支援から地域支援へ政策立案や計画推進ができる応用的内容を教授する。

① ソーシャルワークの価値と理論

ソーシャルワークの価値と理論を時系列的に概観し、主に障害福祉に焦点を当て、制度や実践に照らして、その重要性や問題を捉える。また社会福祉の理念や思想とソーシャルワークの価値や理論が影響し合うことを踏まえつつ、それらに相反する価値等、例えば社会防衛思想等にも触れつつ、ソーシャルワーク実践において多く起こりえる倫理的ジレンマをソーシャルワークの価値と理論に照らして確認する。更には、日本のソーシャルワーカーの歴史的展開過程におけるソーシャルワークの普遍的な価値、分野を超えた広い視点からソーシャルワークの理論の水脈を把握し、ソーシャルワークの価値および理論が構造的に内包している問題を個々もしくは総合的に検証する作業を行う。これらを通し、価値や理論の理解が実践に溶け込むよう教授する。

② ソーシャルワークの実践と分析

対人援助においては、実践を振り返り検証することは必要不可欠である。当科目では、実践事例を振り返り分析を行うために必要な知識を学習し、そのうえで各受講生が自らの実践事例をまとめ、それを素材として事例検討を実施する。他者の事例に触れそれを読み解くこと、他者の事例にフィードバックを行うこととあわせて、実践力の向上を図る。

③ ファミリーソーシャルワーク特講

本講義では、社会的養護にある子どもの起こす様々な問題現象の背景に多くの場合、家族問題があること、その理解をもてるようまずは教授する。そのうえで、子どもといかに家族問題を共有し、その解決を図るのかを教授する。同時に、その家族問題を構築している親自身をいかに展開するかも重要となり、そうした親との関係構築、そして、親自身の問題認識への支援、そのうえで子どもへの説明及び謝罪等へと展開しうる一連の援助過程を理解できるよう教授する。

④ 地域福祉論特講

本授業では、地域福祉計画等に示される定量データ、地域踏査や実践事例による定性データをもとに地域生活課題を分析する。そこで示された地域生活課題について、不特定多数の人々への影響を想定し、社会不正義、意図的なコミュニティ実践、組織運営管理、政策実践といった視点からの介入方法を習得する。また、受講生の持つ実践事例をワーカー、クライアント、ターゲット、アクションの4つのシステム理論から捉え、コミュニティへの介入の基本戦略を議論する。

⑤ 地域福祉マネジメント実践方法論特講

地域包括ケアシステムの概念整理とそれを支えるケアマネジメントの在り方について検討し、地域特性を活かした組織の構築と他機関・他職種との協働による地域包括ケアの展開過程におけ

る地域福祉マネジメントの実践方法について学修する。生活支援の実際について幅広い視点で捉え、多様化する人々の暮らし方や地域ニーズの在り方に寄り添う支援を提供するための仕組みと流れについて、理論と実践を統合させながら実践力と課題解決力の習得を目指す。

具体的には、地域包括ケアシステムにおけるケアマネジメントの意義を論説し、ミクロレベルからマクロレベルへのケアマネジメントの展開を理解する。また、高齢者を対象と地域における課題を分析し、支援活動の実際について検討する。また、地域包括支援センターのガバナンスと事業評価を検討するとともに、地域支援活動に向けた協働と組織化活動を理解する。さらに、地域包括ケアシステムを基盤とした実践的な地域作りや地域特性に見る社会資源の課題整理・地域診断と組織分析を検討する。さらに、障害者を対象とした地域における課題分析や支援活動の実際について理解する。加えて、マネジメントのための多機関、多職種を理解し、多機関、多職種とマネジメント体制の構築について理解する。また、多様化する地域ニーズへの組織的対応について検討する。

⑥福祉行財政学特講

福祉に関する政策は、様々な政策のなかでも地方分権化がはかられ、特に基礎自治体である市町村が実施主体と定められていることが多い。また、1990年代以降、福祉分野にはNPOや民間企業などの参入も多い。本講義では、地方分権化、多様化した福祉行政の動向を理解するとともに、中央集権化している財政の動向を理解する。行政学の基礎を理解し、最新動向を分析しながら、行政機関や地域福祉領域での実務の理論的基礎を築く。

4)実習・演習科目

本研究科の入学者の多くは、社会人学生として実践現場を持ちながら学修・研究を深めていくことが想定される。このため「実習・演習科目」においては、対人援助の人材養成に関する方法論の一つであるスーパービジョンを用いて、学生の実践力・研究力をさらに高め、また支援している利用者のニーズ充足を図ることができるように指導・支援を行う。具体的には、「子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）」「子ども家庭福祉実習Ⅱ（市町村、在宅）」「子ども家庭福祉実習Ⅲ（児童相談所）」「子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設）」「子ども家庭福祉実践演習Ⅱ（市町村、在宅）」「子ども家庭福祉実践演習Ⅲ（児童相談所）」「人間福祉実践演習Ⅰ」「人間福祉実践演習Ⅱ」の各科目を配置した。

「子ども家庭福祉実習ⅠⅡⅢ」では、各科目において1日7時間、週1日の実習を12週（但し事前事後指導を含め、全体で90時間とする）実施する科目を配置する。具体的な実践現場として、行政機関（児童相談所）、児童福祉施設（児童養護もしくは児童心理治療施設）、地域支援施設（市町村子ども家庭総合支援拠点、児童家庭支援センター）や学生の勤務先、児童関連施設以外での実習を通して、学びを深め、実践力を高める。

「子ども家庭福祉実践演習ⅠⅡⅢ」では、「子ども家庭福祉実習ⅠⅡⅢ」と対応した各科目において1日1コマ、週1日、15週を目安として科目を配置する。

「人間福祉実践演習ⅠⅡ」は社会人で自身の実践現場を持ち、上記実習には行けない学生を対象とし、週末に1日2コマ、週1回、15週の30時間を目安として、科目を配置する。

①子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）

社会的養護系施設では、高機能化を図ることが求められている。特に、攻撃性や支配性の高さや性化行動等に象徴される重篤な問題への治療的養育を展開できる専門性が期待されている。

さらに、虐待をした親自身の抱える問題に接近し、親自身が自らと向き合いながら、問題解決を図っていくための専門性の体得も必須となっている。

本実習では、当該学生が入学前に獲得した知見やスキルを確認したうえで、新たな専門性の体得に向け、実習計画を作成し、実習に臨む。実習では、現場における実習指導者の指導を受けつつ、自ら内省しながら実践を展開する。

具体的には、まず学生が自らの実践経験をふまえ、実習において身に着けるべき知識や技能等の課題を明確化できるよう確認していく作業を行う。次に、その明確化した課題を言語化し、実習計画書を文献等をふまえつつ、まとめていく。そのうえで実習に臨む。実習中においては、現

場の指導者との連携のなかで、丁寧に実習において学ぶべき内容を実習生の実習内容との関係からつねに確認し、効果的な学びを得られるようにする。実習後は、自らの行為を内省・洞察するなかで、いかに思考し、実践を展開すべきであったかを言語化する。

②子ども家庭福祉実習Ⅱ(市町村、在宅)

複合的な困難を抱え、不適切な養育状態にありながら支援を求められない保護者、そして保護者のもとにしながら助けを求めにくい子どもたち、そうした家族を支援する専門性、加えて、多機関連携をマネジメントする力量が求められている。

本実習では、当該学生が入学前に獲得した知見やスキルを確認したうえで、新たな専門性の体得に向け、実習計画を作成し、実習に臨む。実習では、現場における実習指導者の指導を受けつつ、自ら内省しながら実践を展開する。

具体的には、まず学生が自らの実践経験をふまえ、実習において身に着けるべき知識や技能等の課題を明確化できるよう確認していく作業を行う。次に、その明確化した課題を言語化し、実習計画書を文献等をふまえつつ、まとめていく。そのうえで実習に臨む。実習中においては、現場の指導者との連携のなかで、丁寧に実習において学ぶべき内容を実習生の実習内容との関係からつねに確認し、効果的な学びを得られるようにする。実習後は、自らの行為を内省・洞察するなかで、いかに思考し、実践を展開すべきであったかを言語化する。

③子ども家庭福祉実習Ⅲ(児童相談所)

虐待のリスクをアセスメントする能力、攻撃性や支配性の高い親のそうした態度を受けとめつつ関係形成を図る能力、そのうえで、親自身が生育歴のなかで抱え込まれているトラウマや過去の傷つき体験の聴き取りやケア、そのうえで、親が自らの生活を主体的に再建していくための支援等、児童相談所に求められている専門性も高度化したものとなっていると考えられる。

本実習では、本実習では、当該学生が入学前に獲得した知見やスキルを確認したうえで、新たな専門性の体得に向け、実習計画を作成し、実習に臨む。実習では、現場における実習指導者の指導を受けつつ、自ら内省しながら実践を展開する。

具体的には、まず学生が自らの実践経験をふまえ、実習において身に着けるべき知識や技能等の課題を明確化できるよう確認していく作業を行う。次に、その明確化した課題を言語化し、実習計画書を文献等をふまえつつ、まとめていく。そのうえで実習に臨む。実習中においては、現場の指導者との連携のなかで、丁寧に実習において学ぶべき内容を実習生の実習内容との関係からつねに確認し、効果的な学びを得られるようにする。実習後は、自らの行為を内省・洞察するなかで、いかに思考し、実践を展開すべきであったかを言語化する。

④子ども家庭福祉実践演習Ⅰ(施設)

対人援助の人材養成に関する方法論の一つであるスーパービジョンによって、受講生の実践技能の向上を図る。また、スーパーバイザーとしての経験を基礎として、教員から指導や講義を受けることで、スーパービジョンの方法及び技法を修得する。

子ども家庭福祉実習Ⅰ(施設)において扱った事例について、事例検討レポートにまとめて報告した上で、大学教員とのディスカッションを通してスーパーバイズを受け、翌週の実習へ向かう循環漸進型の演習を行う。さらに、本演習においては、受講生間、もしくは受講生と教員によるスーパービジョンのロールプレイを行い、受講生はスーパーバイザーとして活動するための基礎を体験的に学修する。

この演習によって学生はスーパーバイズの方法論及び技法を学修し、スーパーバイズの提供のための基礎を修得する。

加えて、本演習では、児童養護施設や里親家庭などの社会的養護のもとにいる子どもやその家族へのソーシャルワーク的支援を扱うため、社会的養護に関する法制度の問題点の検討を行う。

⑤子ども家庭福祉実践演習Ⅱ(市町村、在宅)

対人援助の人材養成に関する方法論の一つであるスーパービジョンによって、受講生の実践技能の向上を図る。また、スーパーバイザーとしての経験を基礎として、教員から指導や講義を受けることで、スーパービジョンの方法及び技法を修得する。

子ども家庭福祉実習Ⅱ（市町村、在宅）において扱った事例について、事例検討レポートにまとめて報告した上で、大学教員とのディスカッションを通してスーパーバイズを受け、翌週の実習へ向かう循環漸進型の演習を行う。さらに、本演習においては、受講生間、もしくは受講生と教員によるスーパービジョンのロールプレイを行い、受講生はスーパーバイザーとして活動するための基礎を体験的に学修する。

この演習によって学生はスーパーバイズの方法論及び技法を学修し、スーパーバイズの提供のための基礎を修得する。

加えて、本演習では、市町村等が在宅支援を提供している子どもやその家族へのソーシャルワーク的支援を扱うため、在宅支援に関するコミュニティソーシャルワークのあり方を検討する。

⑥子ども家庭福祉実践演習Ⅲ(児童相談所)

対人援助の人材養成に関する方法論の一つであるスーパービジョンによって、受講生の実践技能の向上を図る。また、スーパーバイザーとしての経験を基礎として、教員から指導や講義を受けることで、スーパービジョンの方法及び技法を修得する。

子ども家庭福祉実習Ⅲ（児童相談所）において扱った事例について、事例検討レポートにまとめて報告した上で、大学教員とのディスカッションを通してスーパーバイズを受け、翌週の実習へ向かう循環漸進型の演習を行う。さらに、本演習においては、受講生間、もしくは受講生と教員によるスーパービジョンのロールプレイを行い、受講生はスーパーバイザーとして活動するための基礎を体験的に学修する。

この演習によって学生はスーパーバイズの方法論及び技法を学修し、スーパーバイズの提供のための基礎を修得する。

加えて、本演習では、子ども虐待への対応の中核的役割を担う児童相談所の子どもやその家族へのソーシャルワーク的支援を扱うため、子ども家庭福祉に関する法制度の問題点の検討を行う。

⑦人間福祉実践演習Ⅰ

学生の興味関心に基づき、多様な実践現場の事例を取り上げ、学生が言語化した問題事例の報告や分析内容について、複数の教員から専門的なスーパーバイズを受け、問題解決に向けて、新たな方策を検討する。検討した方策を現場に持ち寄って、改善に取り組み、検証を行う。このようなPDCAサイクルによって自身の実践力を高めるとともに、スーパーバイズの具体的な方法についても学び、実践現場で自らがスーパーバイズできるような基礎的な力を養う。

また「人間福祉学課題研究」で特定課題研究レポートを取りまとめる学生については、言語化の過程において先行研究を踏まえて研究計画書の作成を進め、特定課題研究計画発表会でリサーチ・プランを発表し、教員からレビューを受ける。必要な場合には、研究倫理審査を受け、指導教員の指導の下、審査の基準・方法について実践を通して学ぶ。

主な実践・研究領域は、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、地域福祉、幼児教育・保育、発達障害・障害児支援の各領域である。

⑧人間福祉実践演習Ⅱ

実践現場における多機関、多職種連携に関わる問題事例を収集し、学生が言語化した問題事例の報告や分析内容について、専門領域の大学教員からスーパーバイズを受け、問題解決に向けて、新たな方策を検討する。検討した方策を現場に持ち寄って、改善に取り組み、検証を行う。このようなPDCAサイクルによって自身の実践力と連携力を高めていく。

また「人間福祉学課題研究」で特定課題研究レポートを取りまとめる学生については、レポートの作成に向けて、実践現場での事例分析と改善結果を総合し、自身の研究課題の仮説の検証も進める。

主な実践・研究領域は、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、地域福祉、幼児教育・保育、発達障害・障害児支援の各領域である。基本的に複数名で担当し、課題によって領域をまたがる場合には関連する複数名で担当する。

5)研究科目

自らの学修の成果や実践現場での経験を総合し、修士の学位論文及び特定課題研究レポートへとまとめるために、「研究科目」として「人間福祉学特別研究ⅠⅡⅢ」「人間福祉学課題研究」を配置する。学生は専門分野における自らの興味・関心に従い、基礎科目や基幹科目、また「人間福祉実践演習ⅠⅡ」等の実習・演習科目の授業を通じて研究課題を明確化し、1年次から積み上げてきた学修成果を深化・発展させて、「人間福祉学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」や「人間福祉学課題研究」で修士の学位論文や特定課題研究レポートの作成に継続的・計画的に取り組む。

①人間福祉学特別研究Ⅰ

人間福祉学特別研究は、専門分野における自らの興味・関心に従い、基礎科目及び基幹科目、関連科目、実習・演習科目による積み上げてきた学修成果を深化・発展させ、修士の学位論文にまとめ、発表することを目的とする。

人間福祉学特別研究Ⅰでは、自己が持つ研究課題を国内外の文献のクリティークやディスカッションから焦点化させ決定し、福祉実践の新規的かつ独創的な研究を行うための研究計画書の作成について教授する。

②人間福祉学特別研究Ⅱ

人間福祉学特別研究Ⅱでは、研究倫理に沿って研究の一連の過程を踏みながら、修士の学位論文を作成できる能力が得られるよう教授する。中間発表である修士論文概要発表会に向けて、研究過程における課題を明確にし、必要な場合は軌道修正し、研究を深化あるいは発展するよう指導する。発表会においては、修士の学位論文については論文の構成や調査の見通しをまとめて報告する。

③人間福祉学特別研究Ⅲ

人間福祉学特別研究Ⅲは、自身の研究成果を修士の学位論文としてまとめ、修士論文等最終発表会において実証データを踏まえて論理的に発表できるよう、指導教授する。

これにより、自立した研究活動を推進できる能力を修得し、福祉実践の場に還元できる知の産出に必要な研究能力と福祉実践者としての研究的態度を探究できるよう教授する。

④人間福祉学課題研究

人間福祉学課題研究は、実践現場での課題事例を取り上げて、研究倫理に沿って調査・分析を行い、特定課題研究レポートを作成できるように教授する。また、修士論文等最終発表会に向けて、自身の研究の概要や調査結果を的確にまとめ、自身の研究の意義や課題解決を図るための具体的な提案内容を示すことができるように指導を行う。

以上により教育課程の構成については、以下の表2に示す通りとなる。

表2 教育課程の構成

授業科目		必修	選択	履修方法及び修了要件
基礎科目	人間福祉学特講	2		1 以下の通り 30 単位以上を修得すること。 【修士の学位論文選択者】 必修科目 12 単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」計 6 単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から 12 単位以上を修得すること。（但し実習・演習科目から 3 単位以上修得すること）
	人間福祉学研究方法	2		
	スーパービジョン特講	2		
	小計	6		
基幹科目	子ども虐待領域	子ども虐待臨床特講	2	
		虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴	2	
		アタッチメント理論の臨床応用	2	
		ソーシャルペダゴジー		2
		子ども虐待とアドボカシー		2
	小児精神医学特講		2	
小計	6	6		
関連科目	子ども理解領域	臨床発達心理学特講		2
		子どものウェルビーイング特講		2
		発達障害支援特講		2
		多文化共生教育・保育特講		2
		子どもと表現特講		2
	ソーシャルワーク領域	ソーシャルワークの価値と理論		2
		ソーシャルワークの実践と分析		2
		ファミリーソーシャルワーク特講		2
		地域福祉論特講		2
		地域福祉マネジメント実践方法論特講		2
		福祉行財政学特講		2
	小計		22	
	実習・演習科目	実習	子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）	
子ども家庭福祉実習Ⅱ（市町村、在宅）				2
子ども家庭福祉実習Ⅲ（児童相談所）				2
演習		子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設）		1
		子ども家庭福祉実践演習Ⅱ（市町村、在宅）		1
		子ども家庭福祉実践演習Ⅲ（児童相談所）		1
		人間福祉実践演習Ⅰ		2
		人間福祉実践演習Ⅱ		2
小計		13		
研究科目	人間福祉学特別研究Ⅰ		2	
	人間福祉学特別研究Ⅱ		2	
	人間福祉学特別研究Ⅲ		2	
	人間福祉学課題研究		2	
	小計		8	
合計		12	49	2 必要な研究指導を計画的に受け、かつ、修士の学位論文、又は、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。

(3)教育方法および特色

1)教育方法等

①受講上の留意事項の明示

受講に際して学生が戸惑うことがないように、シラバスには「授業外の学修」「教育方法」「必携図書」「参考図書」「履修上の注意」「学生へのメッセージ」を明示する。

②成績評価方法の明示

学習成果の評価基準については、科目毎に成績評価の方法を設定し、(知識・理解) (思考・判断・表現/思考・技能・実践) (態度・指向性) の項目別の評価方法をシラバスに明示する。科目責任者である教員は、シラバスに示した基準に基づき、総括的な評価を行う。

なお、成績評価は、S、A、B、C、Dのいずれかで表し、S、A、B、Cを合格とし単位を認定する。各記号の評価基準は次のとおりとする。

表3 成績評価基準

評価	基準及び適用	得点区分	合否
S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100点	合格
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89点	
B	到達目標を達成できている成績	70～79点	
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69点	
D	到達目標を達成できていない成績	60点未満	不合格

③オフィスアワーの設定

オフィスアワーを設定し、科目担当教員、研究指導教員が学生の個別相談に応じる。

④学生のニーズに応じた授業形態

授業は平日6限目開始の18時10分から7限目終了の21時20分までとし、社会人学生が働きながら修学できる夜間帯とする。ただし、大学卒業後、大学院で研究を進めたい学生や、社会人として働きながら学ぶ学生、子育てをしながら学ぶ学生等、多様な学生ニーズが考えられる。そこで、社会人学生の学習時間を考慮し、学生の履修要望へ対応できるよう各科目や研究科目の開講時間帯について調整し、平日1限目～5限目、土曜日、日曜日及び祝日の集中講義、夏期・冬期・春期休暇中の開講などの対面授業に加え、遠隔授業等を柔軟に設定し、学生一人一人が自分のライフスタイルにあったオーダーメイドの授業形態が選択できるよう受講・履修等の便宜を図る。

2)特色

①教員組織編成の考え方及び特色

研究科教員は、20名の専任教員の体制で臨む。基幹科目である子ども虐待領域では、子ども家庭福祉分野でオピニオン・リーダーとしての役割を果たし、国際的な視野を有する3名の教員が中心となって、長年の研究成果と臨床事例を基に高度な知識を教授するとともに、「子ども家庭福祉実践演習ⅠⅡⅢ」を担当し、学生への個別的なスーパービジョンを提供することで実践現場と理論の往還的学びを指導する。

また、本研究科が実践的研究や実習、実践演習を重視していることから、現場での実務経験を有する教員を積極的に活用する。特に、実習科目「子ども家庭福祉実習ⅠⅡⅢ」は豊富な実務実績による臨床実践を熟知した教員2名が担当し、実習の教育効果が最大限発揮されるように関与し、学生の課題達成を支援する。

さらに、学生の多様なニーズに応えるよう、子ども理解領域からソーシャルワーク領域まで幅広くバランスを取り、それぞれの専門分野で高度な専門的研究指導が行えるよう、十分な研究教育実績を有する専任教員15名を配置し、講義及び演習を通して多様で複雑な虐待問題に対応できるようにする。特に、「人間福祉実践演習ⅠⅡ」においては、スーパービジョンを定期的実施

し、実践的教育を行っていく。また、研究倫理については、倫理学の専任教員が1年次前期の「人間福祉学研究方法」の中で、丁寧な指導を行っていく。

②臨床実践を重視した教育

本研究科では、理論、研究、実践を有機的に関連させつつ、学びを系統立てて提供し、講義と演習とを関連づけた科目を中核として研究の深化を図る。また、臨床経験をもとにした個別スーパービジョンを実施することで、臨床経験の理論化及び実践・臨床力の強化を行い、臨床現場へのフィードバックを可能にするような教育のあり方を重視する。

③少人数教育

本研究科に在籍する学生は、年齢や職務経験、将来の進路希望、または語学力や大学・短大の学修経験も多様であると考えられる。そこで少人数教育という利点を活用し、学生の個別的なニーズに応じた教育課程を編成する。

④研究指導の方法における特色

研究指導においては、1名の学生に対して主指導教員及び副指導教員による複数研究指導体制を敷き、個々の学生の特性・希望に応じた指導を行う。また、修士の学位論文又は特定課題研究の「研究計画発表会」、「修士論文概要発表会」、「修士論文等最終発表会」を設定して、学生の問題意識や学修目標を常に明確にしていくとともに、全教員の協力のもと、修士の学位論文又は特定課題研究レポートの執筆・完成に向けて的確な助言・指導を行う。

なお、現職の社会人学生については、自らが職場で体験した事例や集めたデータを基に研究を進めることを認める。

⑤実習について

子ども虐待に関する高度な専門性を有する実践家の養成のため、実習を特に重視した教育体制をとる。実習先として児童養護施設、市町村子ども家庭総合支援拠点、児童家庭支援センター、児童相談所などの虐待に関連する領域のうち3か所で、合計270時間の実習を実施する。実習施設の詳細は【資料3】に示す。事前指導、実習中指導、事後指導を通して子ども虐待の問題に精通した専任教員が定期的なスーパービジョンを提供することで、実習教育を充実させる。

(4)修了後の進路及びその見通し

本研究科を修了した学生の進路としては、まず児童相談所や市町村といった行政機関、子ども家庭福祉施設（例えば、保育所、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなど）、社会福祉施設（例えば、児童発達支援センター、障害者支援施設など）及び教育施設（例えば、幼稚園、認定こども園、小学校）を見込んでいる。これらの施設・機関においてリーダー的な役割を果たし得る専門職として、困難な状況を主導的かつ協働的に解決でき、次世代の専門職の育成を担うことができる人材の輩出を想定している。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1)教育方法に関する基本的な考え方

本研究科では、子ども虐待領域を柱として、子ども理解領域とソーシャルワーク領域という関連領域の学修・研究を組み合わせ、学生の高度な専門的知識と実践力を培い、研究的視点を持った実践者を養成するために、以下の3つを教育方法の基本とする。

- ①臨床実践を重視した教育...本研究科では、「教育課程の編成の考え方及び特色」でも述べたように、必修科目である「基礎科目」で修得した知識・理論・調査手法を基礎に、個々の学生の必要性に応じて選択する「実習・演習科目」での学修経験を踏まえて経験知・実践知を重ね、実践力・連携力を高めながら、必修科目である「研究科目」において理論と実践知を有機的に結びつけて理論化・総合化を図っていくことを学修の基本的な流れとする。このため「子ども家庭福祉実践演習ⅠⅡⅢ」や「人間福祉実践演習ⅠⅡ」では、臨床経験を基にした個別のスーパービジョンを実施し、臨床経験を理論化し、実践力・臨床力の強化を図るための機会を多く

設けて、臨床現場へのフィードバックを可能にするような指導のあり方を重視する。

- ②少人数教育...本課程で学ぶ学生は、行政職、福祉施設職員、幼稚園教諭・保育職といったようにその職務経験や年齢、課程修了後の進路、または大学・短大での学修経験や専攻領域、語学力も多様であると考えられる。そこでその指導においては、少人数教育という利点を生かし、学生個々の既有的知識・経験や履修予定年数に応じて、各領域の理論・知識の理解や調査方法の修得、実践力・臨床力の研鑽、理論化・総合化のための論文・レポートの作成など、科目履修や履修内容を柔軟に編成・調整できるように配慮し学生の個別的なニーズに応じた教育課程を編成する。
- ③学生のニーズやライフスタイルに応じた授業設定...本課程で学ぶ学生は、学部卒業後、さらに専攻分野の研究を深めたい学生や、社会人として働きながら学ぶ学生、子育てをしながら学ぶ学生など、多様な学生が在籍することが考えられる。特に現職の社会人学生については、仕事と学業が両立できるよう、昼夜開講授業、土日祝日等の開講、集中講義などを設定するとともに、対面授業に加えて遠隔授業やオンデマンド型の授業を提供するなど、学生が自身のニーズとライフスタイルに合った授業方法が選択できるように配慮する。これらの授業日時の設定や授業方法については、学生と相談しながら調整する。

(2)入学から修了までの履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1)履修計画の指導

4月入学時に入学生全員を対象とする履修ガイダンスを実施し、教育課程、履修方法、履修スケジュール、修了要件など、本研究科の履修にあたっての要点を指導する。

ガイダンスの後、出願時に提出を求めた「研究計画書」を基に、学生本人との面談を踏まえて、主指導教員及び副指導教員を研究科委員会において決定し、学生に通知する。主及び副指導教員は、学生が系統的且つ計画的に履修ができるように、入学前の経歴、研究テーマ、修了後の進路などを勘案して、個別に指導・助言を行う。その際には、科目の選択や時間割の設定、実習計画の立案、修士の学位論文又は特定課題研究レポートの作成に向けた説明などを行い、少人数の強みを活かしたオーダーメイドの履修計画を立てる。

また、科目等履修において「人間福祉学特別研究Ⅰ」等の科目の履修を終えている学生については、既修得科目・単位を確認の上、今後の履修や実習に関する計画を個別に検討し、立案する。

2)修得すべき単位

本課程の学生が修了認定を受けるためには、30単位以上修得しなくてはならない。

履修にあたっては前掲の表2に示した通り、修士の学位論文を選択する者は、必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」の6単位を必修とし、基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から12単位以上（但し実習・演習科目から3単位以上）を修得する。特定課題研究レポートを選択する者は、必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学課題研究」の2単位を必修とし、基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から16単位以上（但し実習・演習科目から5単位以上）を修得する。また、それぞれについて、修士の学位論文または特定課題研究レポートに関する審査や口頭試問の試験に合格することが求められる。

履修計画の立案にあたっては、学部卒の一般学生を主に対象とした2年間の標準修業を基本とするものの、行政職や福祉施設職員、幼稚園教諭・保育職などの現職学生を想定した1年間の短期修業も可能とする。短期修業においては、修学前に科目等履修によって取得した単位を加えて、30単位以上の修得を図る。

3)単位時間数

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の内容をもって構成することを標準としている。講義、演習、実習等の授業の方法に応じて、教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により計算する。

講義および演習については、15時間または30時間の授業をもって1単位とする。

実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

4)履修モデル

本研究科の教育目標は、子ども家庭福祉分野における一定の基礎的な知識・技能・実践力を備えた者を対象として、虐待に対する高度な専門性を備えた実践者や、虐待を受けた子ども及び虐待傾向のある家族の在宅・地域支援を担う専門性の高い実践者を養成することである。そのために、多面的なアプローチからの学修・研究活動を通して分野横断的に探究し、問題解決に向けた実践力や連携力を高めること、また、スーパービジョンを含めた実践・演習科目等を活用して、理論と実践を高次元で統合する力を養う。これらの能力を修得し本研究科を修了することで、以下の人材を輩出することを目指す。

人材養成の目的に即して、3つの履修モデルを示す。【資料4】

履修モデル①は、子ども家庭福祉分野において、虐待・ネグレクトが子どもに与える心理的・精神医学的影響及び虐待を生じる親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、虐待相談業務や子どもへの治療的養育、心理的ケアを担当できる高度な技能を有する人材となることを想定している。高度な実践技能の習得のため3つの実習すべてを履修し、対人援助の人材養成に関する方法論の一つであるスーパービジョンによって、実践能力の向上や支援対象である利用者のニーズ充足を図りつつ、学生の実践への支援を行う。それぞれの実習において得られた事例について、「子ども家庭福祉実践演習ⅠⅡⅢ」の授業で事例検討レポートにまとめ、発表した上で、大学教員とのディスカッションを通してスーパーバイズを受け、翌週の実習へ向かう循環漸進型の演習を積み重ねることにより高度な専門性を獲得していく。修了にあたり、「人間福祉学課題研究」において自ら実践した事例を取り上げて、研究倫理に沿って調査・分析を行い、指導教員からの指導を受け、自身の研究の概要や調査結果を的確にまとめ、問題解決を図るための具体的な提案を特定課題研究レポートとしてまとめ、学びの集大成とする。

履修モデル②は、子どもの保育・幼児教育の分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保育所・認定こども園等を基盤とした子ども及び家族への支援を提供できる高度な技能と実践力を有する人材となることを想定している。「子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）」「子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設）」を履修し、家庭的支援を受けている子どもへの配慮や方法について、実習による実践と演習でのスーパーバイズを通し、深く理解する。さらに、「人間福祉実践演習ⅠⅡ」を履修することで、施設での子どもへの支援と比較しつつ、自らの実践を基に、自身の実践現場における問題を発見し、問題に関する事例を収集し、客観化するために言語化する。発見した問題について、専門領域の大学教員よりスーパーバイズを受け、問題解決に向け、多職種や地域との連携を視野に入れた新たな方策を検討し、どのような機関とどのように連携し問題解決を図るかを模索する。検討した方策で次週実際に問題に取り組み、改善したかを検証する。こうしたPDCAサイクルに大学教員によるスーパーバイズを入れることにより、実践力・連携力を高めていく。修了にあたり、「人間福祉学課題研究」において自ら実践した事例を取り上げて、研究倫理に沿って調査・分析を行い、指導教員からの指導を受けながら、自身の研究の概要や調査結果を的確にまとめ、課題解決を図るための具体的な提案を特定課題研究レポートとしてまとめ、学びの集大成とする。

履修モデル③は、ソーシャルワークの分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保健、医療、教育などの諸機関、多職種と連携し、虐待リスクのある子ども・家庭を支援するための包括的支援体制を構築できる人材となることを想定している。「子ども家庭福祉実習Ⅱ（市町村・在宅）」「子ども家庭福祉実践演習Ⅱ（市町村・在宅）」を履修し、包括的支援体制を構築する方法について、実習による実践と演習でのスーパーバイズを通し、深く理解する。さらに「人間福祉学特別研究ⅠⅡⅢ」を履修することで、自らの専門分野における興味・関心に従い、基礎科目及び基幹科目、研究専門科目、実習・演習科目で積み上げてきた学修成果を深化・発展させ、修士の学位論文にまとめ、発表することを学びの集大成とする。修士の学位論文完成までのプロセスとして、まず「人間福祉学特別研究Ⅰ」により研究課題を国内外の文献のクリティークやディスカッションから焦点化させ決定し、福祉実践の新規的かつ独創的な研究を行うために、修士の学位論文の研究計画書の作成に向けて文献レビューを行う。次に「人間福祉学特別研究Ⅱ」によって研究倫理に沿って研究の一連の過程を踏みながら、修士の学位論文を作成できる能力を獲得する。修士論文概要発表会に向けて、研究過程における課題を明確にし、研究を進化させる。最後に「人間福祉学特別研究Ⅲ」によって、自身の研究成果を修士の学位論文としてまとめ、修士論文等最終

発表会において実証データを踏まえて論理的に発表する。これにより、自立した研究活動を推進できる能力を修得し、福祉実践の場に還元できる知の産出に必要な研究能力と福祉実践者としての研究的態度を獲得する。

5) 修学支援体制

学生の入学から修了までの期間、主指導教員と副指導教員が個々の学生の研究指導を行いながら、履修相談や修学支援も併せて担当する。

支援の方法としては、オフィスアワーでの直接面談のほか、電子メールでのやり取りやオンライン相談での対応も準備する。また、事務局においても、随時、担当職員が学生からの履修相談を受け付け、指導教員との連絡・調整を行う。

6) 社会人のための配慮

前述の通り、授業日時や授業方法については、学生と相談して調整を行う。特に社会人学生については、学業と就業を両立できるよう、昼夜開講授業、土日祝日等の開講、集中授業なども行い、学修しやすい時間割となるように配慮する。また、必須科目となる基幹科目、研究領域科目については、学生のニーズに応じてオンラインを併用した受講も可能となるように準備を行う。

学業と就業の両立のため2年間での履修が困難な場合には、「山梨県立大学大学院長期履修規程」【資料5】に基づく長期履修制度を活用し、3～4年で修了できるよう履修計画を立案する。長期履修については、入学時に申請を受け付ける。

(3) 実習指導の方法

1) 実習先及び実習時間

実習先及び実習時間は以下のとおりである。幅広い領域との連携・協同、多岐にわたる専門的知識を必要とする子ども虐待に関する高度な専門性を有する実践家の養成のため、一部の領域に限定せず、a) 児童養護施設等、b) 在宅支援機関（市町村子ども家庭総合支援拠点、児童家庭支援センターなど）、c) 児童相談所の3か所で行う。3か所全てで実習を行うことが望ましいが、実習生の置かれている環境や身に着けるべき専門性等を勘案し、実習が、1か所もしくは2か所となる場合もある。

各実習は、週1日、7時間を12週にわたり行うことを基本とする（1日7時間×12週）。事前事後指導を含め、全体で90時間となるよう実習を行う。

なお、実習は学生の勤務形態に対応し、実習先と詳細な受け入れ日程を十分に調整し、上記時間数を確実に確保するように、学生一人一人にきめ細かな対応を取り、実施する。

2) 実習指導の流れ

A. 事前指導

- ・ 授業の第1回目及び2回目において、オリエンテーションを行うとともに、自らの実践を捉え直し、実習課題の明確化を図り、実習計画をたてる。

自明であるが、まず重要になる最初の過程は、自らが行っている実践の課題を明確化することに始まる。そのうえで、どのような専門性を獲得する必要があるのかを検討する。大学実習指導教員の指導のもと、課題の明確化と獲得すべき専門性を明確化するための作業をまずは丁寧に行う。そのうえで、実習計画の立案を図る。

- ・ 実習課題とそれを踏まえた実習計画を現場実習指導者と共有する。

実習計画を立案した後、現場実習指導者との実習内容の検討を行う。学部学生であれば教員がマネジメントするのであるが、大学院生であることを踏まえ、自らに必要な実習プログラムを現場と検討することもその能力の向上のためには必要である。検討した結果を教員に伝え、確認を行い、実習内容を洗練させる。

1. 実習

① 前半

第3回目から第7回において、まず実習施設・機関の機能、組織体制、求められる専門職としての役割等について学ぶ。そのうえで、実習計画の再検討及び目的に照らし、どの部署や施設で

いばホームに所属して実習を行うかを決定する。この決定に基づき、当該実習ホーム等において、利用者との関係形成を中心に実習を展開する。前半の実習の振り返りを通して、検討すべきケースの選定を実習指導者及び大学実習指導教員と協議して決める。

そのうえで、選定したケースへの関りを中心に、そこから日々アセスメントをしつつ、支援を展開する。その際、記録の閲覧や施設職員等関係者への聴き取りを含め、情報収集に努め、利用者理解を深める。

個別ケースへの支援は、多職種、多機関との連携が必要なというまでもない。そこで、当該施設・機関がいかにチームケアや機関連携をマネジメントしているのかを学びつつ、あるべき仕組み等についても理解を深めていく。

第8回の中間における目標は、支援計画の立案である。支援計画の立案にあたっては現場実習指導者にも理解を得る過程を経て、計画案が受領とされたものとする。

②後半

第9回から14回の後半における実習は、支援計画に基づいた支援を展開する。その展開過程を通して、どういった視点や観点が不足していたかの振り返りを通して、確認しつつ、なぜ視点や観点が足りなかったのかを内省する。この過程こそが、専門性を深化させるためには重要である。ここにおいて、当該施設においてケースカンファレンスを実施し、さらに他者評価を得て、考察を深めるということも取り組みとして求められる。

後半の実習の最後には、大学実習指導教員、現場指導者を交えた実習の評価を本人の自己評価を基盤にしつつ、実習評価を行う。ここにおいて、獲得できた点でさらなる課題の明確化を目指す。

ウ. 事後指導

第15回目には自らの実践において生じた躓きや対応における問題点等をいかに理解、捉えるべきであったのか、文献等を通して、理論的に整理を図る。この作業を実習ごとに行う。

(4)研究指導の方法

①研究指導の体制

修士の学位論文又は特定課題研究レポートの作成等に関する指導は、主指導教員と副指導教員による複数指導体制を原則とする。指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、計画した修業年限内に学生が修了できるよう責任を持つ。

主及び副指導教員は、十分に連携をとり、学生が授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援する。なお、必要に応じ、他の科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるよう配慮する。

②研究指導の計画

研究指導教員は、研究科目である「人間福祉学特別研究ⅠⅡⅢ」を通じて、修士の学位論文の作成過程に必要な指導を継続的に行い、スケジュールの各段階の目標を達成できるよう計画的に指導する。

修士の学位論文の提出・修了までのスケジュールを、以下アからエに示す。

ア. 研究課題の明確化と研究計画書の作成（1年次前期）

入学後に、研究科委員会において主及び副指導教員が決定される。学生が2年間での標準修了を目標としている場合、研究指導教員は履修ガイダンス等を通じて、学生が学修成果を統合させて自己の関心領域を焦点化し、研究課題の明確化が進むように指導する。

イ. 研究計画審査に関わる指導（1年次後期）

研究指導教員は1年次後期の「人間福祉学特別研究Ⅰ」において、学生がデータを収集・分析し、修士の学位論文の課題に関する文献レビューができるように指導する。また、1年次10月の「修士論文研究計画発表会」に向けて研究計画書等の書類を作成して、審査を受け

られるように必要な指導を行う。

「研究計画発表会」では、研究計画書に基づき研究計画の発表を行い、「研究計画審査委員会」の審査結果を受けて、研究科委員会が審議し、研究科長はその審議結果を学長に報告する。学長は研究科長からの報告に基づいて研究計画承認の可否を決定する。また必要に応じて、「研究倫理審査委員会」で研究倫理の審査を受けて承認を得る。これらの段階を経て、承認を得た後、修士の学位論文に向けた研究の継続・遂行が可能となる。

ウ. 研究の遂行（2年次前期）

研究指導教員は、2年次前期の「人間福祉学特別研究Ⅱ」で、学生が自己の研究課題に関する国内外の研究論文を精読し、仮説の検証から研究結果の見通しを立て、ピアレビューにより研究計画が洗練されるように指導する。その際、指導教員は学生が自立して研究を進め、修士の学位論文を完成させることができるように、論文の緒言や研究方法などの論述を段階的に進める等、支援を行う。また、2年次後期の「修士論文概要発表会」に向けて必要な指導・助言を行う。

エ. 修士の学位論文の作成と論文の審査（2年次後期）

2年次後期の「修士論文概要発表会」では、修士の学位論文の研究計画や見通しについて発表を行う。発表会での質疑応答による審査を経た後、「人間福祉学特別研究Ⅲ」において論文の執筆指導を継続的に行い、期限までに論文等を提出し、審査を受ける。最終試験は「修士論文等最終発表会」における口頭試問とする。学生はこれらの審査過程を経て修士課程の修了に至り、学位を授与される。

③倫理的配慮に関わる指導

本研究科では、学生を含む研究者に対し、定期的に研究倫理教育・研修を実施し、責任ある研究行為をとるために必要な知識及び研究の倫理的感受性を維持・向上させ、不正行為を未然に防止するように努める。また、入学時に研究倫理ガイダンスを行い、「人間福祉学研究方法」においても研究に関する倫理指針等の内容を理解する機会を設けて、研究倫理教育を実施する。

研究指導教員は研究者として自ら規律に従い、学生の模範となる行動を示して教育・研究活動に取り組むとともに、学生の研究遂行過程において、各研究段階で生じやすい倫理的問題を示して、問題の未然防止に努める。また、研究計画書に記述した倫理的配慮に関する事項を遵守して研究を遂行するよう、特に以下の観点に留意して指導を行う。

ア. 人を対象とした研究の指導

学生は研究計画審査に合格した後、研究指導教員の承認を経て、研究倫理審査委員会による倫理審査を受け、研究科長の許可を得る必要がある。この場合、研究指導教員が研究責任者となる。

研究指導教員は、学生が人を対象に研究を行う場合、学生に研究への協力者の人格や人権を尊重する必要性を指導する。学生は、研究倫理審査委員会が定める研究倫理審査申請書に倫理的妥当性の確保、個人情報の保護、インフォームド・コンセントの受領、研究成果の公表等の内容を記載した研究計画書を添えて研究倫理審査を受ける。研究指導教員は、このような学生の研究計画の進行状況、研究対象者に対する倫理的配慮の理解状況を十分に把握し、それらに応じた指導を行う。

研究倫理の審査にあたり、研究倫理審査委員会は、学生が倫理的に配慮し研究計画を立案できているか否かを適正に審査する（山梨県立大学人間福祉学部及び人間福祉学研究科研究倫理審査に係わる運営規程案）【資料6】。

イ. 職場においてデータ収集を行う研究の指導

「大学院設置基準14条に定める教育方針の特例」を適用する学生が職場においてデータ収集を行う場合、研究指導教員は、学生がデータ収集期間中に研究活動と職業活動をどのように区別するのかを明確にし、研究活動あるいは職業活動に専念できるよう必要な支援を行う。

ウ. e-learning の活用による研究倫理に関する自己学習の周知

学生は、科目の履修により研究成果を産出する過程において必要となる倫理的知識・技術・態度を学修する。しかし、科目履修のみでは行動規範を十分に修得できるとは限らないため、研究指導教員は、学生に様々な学修機会を活用することを奨励する。例えば、山梨県立大学における研究倫理に関する研修会への参加や、研究者行動規範教育を提供している e-learning 講座の受講を促す。特に e-learning 講座は、時と場所を選ばず学習でき、さらに国際基準を満たす倫理基準の自己学習を可能にするため、利用できるよう環境を整え、学生に義務づける。

(5) 修士論文等の審査の流れ

① 研究計画書審査

学生は、人間福祉学研究科修士課程修了までのスケジュール【資料 7】に沿って研究を遂行した後、完成した研究計画書と研究計画書審査願を、研究科長を通じ学長に提出する。

学長は、修士の学位論文又は特定課題研究の研究計画書の審査を研究科委員会に付託し、研究科委員会は、研究計画審査委員を選出し、研究計画審査委員会を組織する。

研究計画審査委員会は、人間福祉学研究科修士論文等審査基準（後掲表 7）をもとに研究計画書の審査を行い、審査結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会はその報告に基づき審議を行い、審議結果を研究科長に報告する。研究科長は研究科委員会の審議結果を学長に報告し、学長はその報告に基づいて承認の可否を決定する。

② 研究倫理審査

本学は、倫理的及び科学的観点から、研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正な審査を行う。

本人間福祉学研究科修士課程の学生が行う研究は、必要に応じて、研究倫理審査委員会での審査対象となるため、学生は、研究計画審査委員会で研究計画書が承認された後、研究計画書と研究倫理審査申請書を研究科長に提出し承認を得る。研究科長は、学生から提出された研究倫理審査申請書を研究倫理審査委員会に付託し、研究倫理審査を行う。研究倫理審査では、以下のような手続きを経る。

- ア. 修士課程の研究遂行過程における研究倫理審査は、研究科委員会において研究計画書の承認を得た後とする。
- イ. 調査研究フィールドとなる施設や機関等に倫理審査委員会が設置されている場合は、本学の研究倫理審査委員会と併せて、当該施設や機関等の倫理審査を受審することとする。
- ウ. 研究途中で研究計画書に変更が生じた場合、倫理的配慮に変更がなくとも、本学所定の書式（研究計画変更報告書）を用いて報告する。
- エ. 研究は研究倫理審査委員会の承認を得て研究科長の許可を得てから開始するものとする。

③ 修士論文等審査

学生は、人間福祉学研究科修士課程修了までのスケジュールに基づいて、修士の学位論文又は特定課題研究レポートの審査を受けるために、審査願、論文又はレポートの本論、要旨を研究科長に提出する。

研究科長は研究科委員会に審査の付託を行い、研究科委員会は学生の単位修得状況等から提出資格があるか否かを判定し、有資格者であることが認められた場合には、修士論文等審査委員を選出し、審査委員会を組織する。

修士論文等審査委員会は、人間福祉学専攻の学生の研究指導教員以外の研究指導教員の中から選出し、必要に応じて学内外の学識者を加える。

ア. 修士論文等の審査

提出された修士論文等の資料を受けて、修士論文等審査委員会は、修士論文等の審査を開始する。また、「修士論文等最終発表会」での口頭試問の結果や学生からの最終稿の提出を

受けて、審査委員会は修士論文等の最終審査を行い、審査結果を研究科委員会に文書で報告する。研究科委員会は審査委員会の審査結果を審議し、研究科長は研究科委員会の審議結果を学長に報告する。学長は、この報告に基づいて承認の可否を決定する。

イ. 修士論文等最終発表会と口頭試問

審査の過程では、「修士論文等最終発表会」において学生による研究内容の発表、修士論文等審査委員との質疑応答による口頭試問を行い、修士論文等の加筆・修正が必要な内容を学生に助言する。なお、発表会の公開の範囲は、研究科委員会構成員と在学中の学生とする。

学生は最終発表会での口頭試問の結果を受けて、修士論文等を修正し、修士論文等審査委員会に最終稿を提出する。審査委員会は最終稿を審査し、最終結果を研究科委員会に文書で報告する。

④研究科委員会による合否判定

研究科委員会は、修士論文等審査委員会から提出された最終結果の報告書をもとに合否判定を審議する。その際、研究委員会は構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席する構成員の過半数の同意をもって合否を決する。合格判定をもって「人間福祉学特別研究Ⅲ」又は「人間福祉学課題研究」の2単位を認定する。研究科長は、その結果を学長に報告する。学長は、この報告に基づいて承認の可否を決定する。

⑤修士論文等の審査基準

修士の学位論文又は特定課題研究レポートは、「人間福祉学」の学位を授与できる学術論文としての完成度を備えていることを客観的に評価できた論文とする。客観的に評価する指標として「人間福祉学研究科修士論文等審査基準」を示し公表する。「人間福祉学研究科修士論文等審査基準」は、下記7項目で審査し、60点以上を合格とする。

人間福祉学研究科修士論文等審査基準は表7のとおりである。

表7 人間福祉学研究科修士論文等審査基準

<ol style="list-style-type: none">1. 学術的重要性・妥当性<ol style="list-style-type: none">1) 人間福祉学として重要な知見を有し意義がある。(重要性)2) 人間福祉学の発展に貢献し、波及効果が期待できる。3) 福祉実践を進展させる有用性がある。(有用性)2. 研究計画・方法の妥当性<ol style="list-style-type: none">1) 研究構想や研究目的が明確である。2) 研究目的を達成するために、研究方法が十分に練られている。3) 科学的根拠に基づいた研究方法を用いている。3. 研究内容<ol style="list-style-type: none">1) 修士の学位論文...先行研究を踏まえ、臨床研究等を基に人間福祉学に関わる研究テーマについて論考をまとめる。2) 特定課題研究レポート...文献のレビューを踏まえ、実習等での事例研究の分析を中心にまとめる。4. 研究の独創性及び新規性<ol style="list-style-type: none">1) 人間福祉学としての新しい知見を有している。(新規性)2) 人間福祉学を進展させる新たな可能性を有する。(独創性)5. 倫理的配慮<ol style="list-style-type: none">1) 研究方法、対象の選定など倫理的配慮は、法令等に従い、所定の手続き・対策を講じている。6. 論旨の明確性、一貫性<ol style="list-style-type: none">1) 論旨は明確で、一貫性がある。2) 結果に基づき的確に考察している。7. 修士論文等最終発表会での適切な発表・質疑応答
--

1) 修士論文等最終発表会において、発表や口頭試問での質疑応答の回答内容が適切である。

(6)修了要件

修士課程を修了するためには、大学院設置基準第16条に則り、本学人間福祉学研究科人間福祉学専攻に2年以上在籍し、所要科目を履修して30単位以上を修得し、必要な研究指導を主指導教員・副指導教員より計画的に受け、かつ、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することが必要である。

ただし、在学期間に関しては、GPAが3.0以上の優れた業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとするができる。

また、「大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（2文科高第288号令和2年6月30日）により、大学院入学前に科目等履修生制度を活用し、既修得単位として15単位を上限に上記の所用科目を履修したと認定できる者については在学期間を1年とすることも可能である。

なお、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、規則の定めるところにより、特定の課題についての研究の成果（特定課題研究レポート）の審査をもって修士の学位論文審査に代えることができる。

(7)学位記の授与

研究科委員会は、学位授与申請者が修士の学位論文又は特定の課題についての研究の審査に合格したことを受けて、学位授与の可否について審議し議決を行う。研究科長は、その結果を学長に報告し、学長より修士（人間福祉学）の学位記が授与される。

(8)論文要旨等の公表

研究科委員会は、学生に学位が授与された後、修士の学位論文又は特定課題研究レポートの本論と要旨の全文を冊子にして、本学飯田図書館に配架し、公表する。

(9)学生の厚生に対する配慮

学校保健安全法に基づき、毎年1回、年度当初に学生を対象とした定期健康診断を実施するほか、学内での怪我や発病の応急措置のため、公立大学法人山梨県立大学基本規則第28条に基づき保健センターが設置されており、看護師資格を持つ職員が常駐している。同センターには専任の臨床心理士も配置され、学生の心理的な面からのサポートも手厚く行う。

また、公立大学法人山梨県立大学人権侵害の防止等に関する規程第6条に基づき「人権委員会」が設けられており、学内相談員、インターネットによる相談のほか、山梨県弁護士会と連携した外部相談窓口を設置している。ハラスメントの防止について、入学時及び新年度のガイダンスで周知し、学生の身体的・精神的な健康の維持やハラスメントの防止など、大学として積極的に取り組む。

(10)学生に対する修学上の支援の充実

学生へのファイナンシャルプランの明示については、授業料、入学料等大学が徴収する費用とともに、各種の奨学金に関する情報について整理し、在学生及び本学を志望する者がホームページなどから参照できるよう努める。

また、学務課において奨学金等の経済的支援に関する情報を伝達したり、個別相談に応じたりすることを通して、経済的支援を行う。

本学看護学部博士前期課程(修士課程)では、既にティーチング・アシスタント(TA)制度をとり入れている。そこで、人間福祉学研究科においてもTA制度を導入し、教員からの教育的配慮のもと本学人間福祉学部生への講義・演習や実習指導等の教育補助業務にTAとして従事し、手当を支給するものである。TA制度によって、学生は学生生活への経済的支援を受けることになる。【資料8】

(11)社会人学生に対する支援

社会人学生に対し科目履修制度や長期履修制度を実施し、より学びやすい環境を整えることと

する。子ども家庭福祉等に関わって現場で活躍している者が、より高い専門知識や技術、研究能力を修得し、その成果を社会福祉実践の場や教育研究機関に還元することは、本大学院研究科の重要な役割であり、就業しながら学び続けられる学習環境を整備する責務がある。

そのため、授業は平日の昼間帯の開講に加え、社会人学生が働きながら修学できる時間帯を考慮し、夜間帯、土曜日、日曜日及び祝日の集中講義、夏期・冬期・春期休暇中の開講が可能な体制とする。

また、年度毎に学生の履修要望へ対応できるようカリキュラムを柔軟に設定すると共に、各科目や研究科目の開講時間帯について学生と連絡調整を行い、受講・履修等の便宜を図る。研究指導の基本は対面とするが、社会人学生が研究指導を受けやすいように、学生の希望を最大限に考慮し、オンライン等による遠隔指導を受けられるように配慮する。

授業日や研究指導日については、学生と相談しながら調整するが、職業との両立のため2年間での履修が困難な場合には、3～4年で修了できるよう履修計画を立案する。長期履修については、入学時に申請する。

図書館については、平日午前9時から午後9時30分（カウンター業務は午後7時）、土曜には午前9時から午後5時まで開館しており、社会人学生の利用にも十分対応可能な体制を整える。また、研究活動の推進のため、図書館利用だけでなく、自宅等の学外からの電子ジャーナルの閲覧も可能な学習環境を整える。

6. 特定の課題についての研究成果の審査

(1) 特定の課題の内容と妥当性

特定の課題についての研究では、①課題テーマに関する文献レビュー、②実習等での実践を踏まえた事例研究の分析の2つを柱として、特定課題研究レポートの作成と研究成果の発表を目指して、学修・研究活動を進める。特定課題研究で取り扱う内容は、修士の学位論文と比較して、現場が直面する様々な課題を実証的に分析し、課題解決を見据えて、より実際的な提案内容を研究成果としてまとめるという点で研究スタンスが異なる。その指導にあたっては、「人間福祉学研究方法」等での学びを踏まえて、自身の研究デザインや収集データに適応した量的又は質的な分析手法を用いるように指導・支援し、実証的な解析結果を導出することを明確に意識する。

また、特定課題研究の倫理審査の基準と方法、レポートの分量、最終発表会での発表・口頭試問の時間、書面・口頭審査の基準や方法、単位修得のための機関認証のスキームについては、修士の学位論文と同等とし、修得単位の妥当性を確保する。

(2) 教育研究水準の確保についての配慮

特定課題研究については、科目等履修でいくつかの科目の履修を終えた学生や就業しながら学ぶ社会人学生が選択することが想定される。その指導にあたっては、入学時の履修ガイダンスにおいて、教育課程や時間割、実習スケジュール、修士の学位論文又は特定課題研究などに関する説明を行った後、指導教員が学生本人との面談を踏まえて、希望する研究テーマや課程修了の期間を確認の上、履修や実習に関する計画を個別に指導・助言し、修士の学位論文と特定課題研究のいずれを選択するか決定する。

特定課題研究を選択した学生は、基礎科目等の授業科目の履修と並行して、指導教員の指導の下、「人間福祉実践演習ⅠⅡ」の履修において遂行する調査計画を策定し、特定課題研究計画発表会で研究・調査実施等に関する発表を行う。その上で、修士の学位論文と同様に、必要に応じて「研究倫理審査委員会」で研究倫理の審査を受け、調査計画の承認を得る。これらの段階を経た上で、「人間福祉実践演習ⅠⅡ」における特定課題研究の遂行が可能となる。

実際の研究・調査活動では、現場が直面する様々な課題を事例として取り上げ、文献や実習・演習を通して関連データを収集し、教員からのスーパーバイズを受けながら事例分析を進める。分析結果を基に、2年次後期の「人間福祉学課題研究」において分析の精度を高めた上で、特定課題研究レポートをまとめ、修士の学位論文の場合と同じく、「修士論文等最終発表会」での口頭試問を経て、審査委員会が最終審査を行い、審査結果を研究科委員会に文書で報告する。

以上の通り、特定課題研究においても、個別指導をきめ細かく行うとともに、審査の基準・方法、機関認証のスキームは修士の学位論文と同等とし、組織的・計画的な運用をもって教育研究水準の確保を図る。

7. 基礎となる学部(人間福祉学部学士課程)との関係

(1)人間福祉学部学士課程の特色

人間福祉学研究科は、人間福祉学部を基礎学部とする大学院修士課程として設置する。

既設の人間福祉学部は、社会福祉学分野を専門とする福祉コミュニティ学科、幼児教育・保育学分野を専門とする人間形成学科の2つの学科で構成され、「子ども虐待の臨床」「地域福祉論」「子ども家庭支援論」など現代の福祉・保育に関わる科目を設け、社会福祉や幼児教育・保育の各分野の専門職養成を行ってきた。福祉コミュニティ学科では社会福祉士、人間形成学科では幼稚園教諭一種と保育士の各免許・資格課程をほとんどの学生が履修する。

(2)既設の人間福祉学部との関係

人間福祉学部の教育理念に基づき、福祉コミュニティ学科では社会福祉学、人間形成学科では幼児教育・保育学を学修するとともに、両科共通して子ども虐待についても学修する。学部での学修を基盤として、子ども家庭福祉分野における一定の基礎的な知識・技能・実践力を備え、より深い学修を希望する者を対象に、本研究科では、複雑化、深刻化する子ども虐待に対応できる高度な専門性を備え、福祉現場や保育現場で活躍できる研究的視点を備えた実践者を養成することを目的とする(図2参照)。

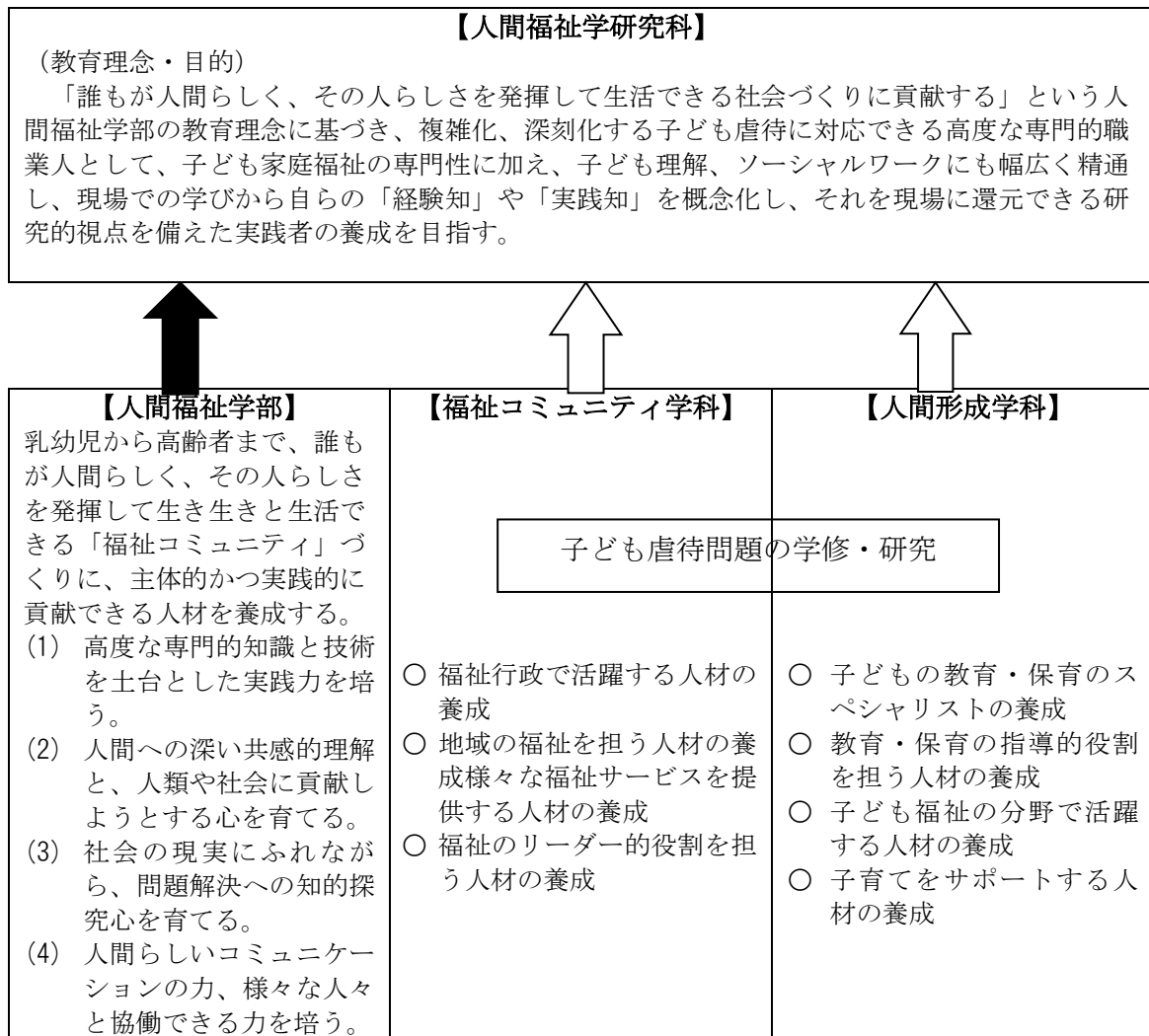


図2 既設の人間福祉学部との関係

本学部の学生が本研究科に進学する場合、福祉コミュニティ学科からは社会福祉分野(子ども虐待領域、ソーシャルワーク領域)、人間形成学科からは幼児教育・保育分野(子ども理解領域)の各研究領域への進学を主に想定するが、子ども虐待研究の領域は両者に関わる領域であ

り、学部教育の頃からその課題解明や解決に関心・意欲を持つ学生も少なくない。また、本学はこれまでも多くの社会福祉士、幼稚園教諭、保育士を輩出しており、本研究科は両学科を卒業した OG/OB に対しても学び直しやより高度な知識やスキルを得るための機会を提供することができる。

人間福祉学研究科は、このように両学科での学部教育を基礎として、社会福祉や幼児教育・保育に携わるより高度な専門職人材を養成するとともに、社会的孤立や貧困、子どもの発達課題など虐待問題を取り巻く複合的な課題に対応し、虐待防止・虐待相談の業務にあたることのできる専門職、並びにその指導・養成をも担える中核的人材の養成に取り組んでいく。現在、児童相談所や児童養護施設、保育所等で、被虐待児や虐待リスクを抱えた家庭への対応に直面しており、その解決にあたっては幅広い知見や豊富な臨床経験、経験知や実践知に裏打ちされた実践力・研究力、他職種との連携力等が求められており、本研究科は人間福祉学に関わる学部教育の理念と実績を基盤として、このような今般の社会的要請に応えていくものである。

8. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

(1)実施場所、実施方法及び学則における規定

本研究科では、平常時は面接による授業の実施を原則とするが、行政機関、福祉施設等に勤務し通学困難な社会人を受け入れるため、大学院設置基準第 15 条、大学設置基準第 25 条第 2 項、平成 13 年文部科学省告示第 51 号、及び「山梨県立大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程」（平成 29 年 4 月 1 日制定 大学第 2217 号）に基づき、多様なメディアを利用した授業が必要となった場合は、文部科学省の告示の要件等に基づき、実施するものとする。

実施場所は、学生の利便性を考慮し、インターネット環境が整った教室、研究室又はこれらに準ずる場所（職場又は自宅）を想定している。実施方法はインターネット回線を利用したオンラインでのライブ配信型授業を原則とする。ライブ配信型授業では、テレビ会議システム（Zoom 等）を利用して、教員が学生からの設問回答、質疑応答による指導を行い、双方向性を担保したうえで授業内容を教授する。オンラインが難しい場合はオンデマンド型授業とする。オンデマンド型授業では授業時間を固定的に設定せず、受講生に対して講義形式の動画、音声ファイル等を教材として提示し、授業内容を教授する。なお、オンデマンド型授業で受講した学生に対しての双方向性を担保するため、授業前後に担当教員が質問への回答、指導できる体制も整えるなど、遠隔授業による授業の質を担保する。

(2)告示の要件の充足

上述の多様なメディアを高度に利用した授業の実施に関しては、「山梨県立大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程」（平成 29 年 4 月 1 日制定 大学第 2217 号）に基づき、山梨県立大学人間福祉学部において、平成 29 年度以降の講義、演習において導入実績があり、同学大学院看護学研究科においても導入実績があることから遠隔講義のノウハウが豊富に蓄積されている。この遠隔授業は音声画像同時双方向の通信システムであり、設置基準の規定を十分に満たすものである。

9. 大学院設置基準第14条に定める教育方針の特例の実施

(1)大学院設置基準第14条適用の必要性

本研究科では、その教育目的に照らし、有職者（現職の幼稚園教諭や保育士等の社会人、社会福祉に従事する社会人など）からの入学者を多く見込んでおり、仕事に就きながら大学院教育を受けられるよう配慮する必要があると考える。そこで、県内外で働く卒業生を含む多くの有望な社会人が、在職のまま大学院の教育を受け、教育研究及び実践上の指導的役割を果たし得る学識と能力を培う機会を得ることができ、社会の需要に応えられるような教育研究活動ができるよう、大学院設置基準第 14 条の特例を実施する。

(2)修業年限

標準修業年限は2年以上在籍とし、全期間において上記14条特例を適用することを基本とする。ただし、夜間教育を受ける者の中には、就業との関わりで2年の在学期間内に修了することが不可能な学生が生じる場合も想定されるので長期履修制度を設ける。長期履修制度の適用を受ける学生は、あらかじめ決められた手続きを行うことによって、2年の在学期間を超える場合の授業料を免除する制度を設ける。在学年限は最大4年とし、在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

(3)履修指導及び研究指導の方法

「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」に示した、履修指導及び研究指導の方法の期間を学生の事情に応じて弾力的に運用して行う。

(4)授業の実施方法

夜間開講の場合、6時限目(18:10-19:40)と7時限目(19:50-21:20)の授業時間枠を設定する。さらに、土曜日開講を行う。また、学生から受講申請のあった選択科目については月曜日から金曜日の通常の時間帯も含め、科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

(5)教員の負担の程度

1)教員負担の軽減

教員の負担軽減のため下記の方針に留意して、運用を行う。

- ・大学院において複数の講義科目を単独で担当する教員は大学院の授業のみを担当する。
- ・学部の授業も兼任する担当教員については、学部の時間割を調整し、勤務時間が超過しないよう配慮する。
- ・研究日を設定し、研究時間を確保するとともに、特別研修制度や科研費申請等奨励金等、研究を支援する体制を整える。

2)学生への指導の不具合の回避

学生指導における不具合を回避するために下記の方針に留意して、運用を行う。

- ・履修モデルを提示することにより、学生の学修目標に沿った科目履修の選択を可能にする。
- ・遠隔授業などを有効に活用することで学生への柔軟な指導体制を確保する。
- ・学生の相談に適時に対応できるよう教員のオフィスアワーを明示する。
- ・実習については2名教員の共同担当とすることで、学生の要望に応じた指導を可能とする。

(6)施設設備の利用方法や学生の厚生に対する配慮及び必要な職員の配置

夜間の開講授業のため、学生の生活に配慮し、事前予約制の軽食の委託販売を学生食堂と行う。

夜間の開講授業への対応や学生との対応の事務的必要性を考慮し、学務担当の職員を夜間授業終了時まで配置する。

10. 入学者選抜の概要

(1)基本方針

本研究科の教育目的をふまえ、子ども家庭福祉、幼児教育・保育、ソーシャルワークの各分野における一定の基礎的な知識・技術・実践力を前提として、以下のようなアドミッション・ポリシーを明示するとともに適正かつ公平な入学試験を実施する。

(2)入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)

本研究科の入学者受け入れ基本方針については、以下に示す。

AP① 修士課程の学修の基盤となる人間福祉及び子ども家庭福祉に関する基礎的知識を有している。

AP② 人間福祉及び子ども家庭福祉に関する高度な実践のために、論理的な思考力、柔軟な発

想力、基礎的な省察能力、及びコミュニケーション能力を有している。

AP ③ 人間福祉及び子ども家庭福祉について、現状に対する問題意識を持ち、実践と研究に取り組む意欲を有している。

また、本研究科が対象とする主たる学生は、子ども家庭福祉、幼児教育・保育、社会福祉の機関・現場で働いている社会人であることから、社会人に配慮した入学者選抜を行う。

特に幼児教育・保育の分野では、短期大学卒業生（准学士号、幼稚園教諭二種免許状保有者）が多く勤務することから、短期大学卒業生が大学卒業生と同等以上の学力があるかどうかを確認するための個別の入学資格審査を実施する。

(3) 募集人員

募集人員は5名とする。

(4) 入学資格

入学資格者は山梨県立大学大学院学則第8条の1に該当する者とする。

(5) 出願資格

出願資格は、以下の①から④のいずれかに該当する者とする。

- ① 日本の大学もしくは海外の大学を卒業した者及び入学を希望する前年度末までに卒業見込みの者
 - ② 短期大学等を卒業し、本学大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
 - ③ 幼稚園教諭普通免許状、保育士資格、小学校教諭普通免許状、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等^{注1)}の資格を保有し、かつ、教育、社会福祉等の機関・施設の現場において3年以上の実務経験を有する者^{注2)}
 - ④ 行政機関において教育、社会福祉等に3年以上の実務経験を有する者^{注2)}
- 注1) 公認心理師、臨床心理士などが想定でき、書類提出の際に検討する。
注2) 勤務先からの推薦状及び実務経験証明書の提出を求める。

なお、入学者選抜を行うに当たっては、事前に研究計画・関連資格取得状況、実務経験等について、指導を希望する教員との十分な相談を行う機会を設ける。

(6) 入学者選抜の方法

1) アドミッション・ポリシーにあげた学生を選抜するための入学選抜の基本方針

- ア. 質の高いソーシャルワークや保育の実践者、研究者を強く志望しており、修士課程における学修の基盤となる専門知識・技能を有しているかについては、面接（口述試験）と学力検査（専門知識）により判定する。
- イ. 子ども家庭福祉や幼児教育・保育、ソーシャルワークにおいてより高度な実践を志向し、論理的思考と柔軟な発想力を有しているかについては、面接（口述試験）により判定する。
- ウ. 基礎的な研究能力を有し、自立して実践と研究に取り組む意欲を有しているかについては、学力検査（英語）と提出された研究計画書により判定する。
- エ. 人間福祉学の発展に必要な学際的な交流ができるコミュニケーション力や関係構築力を有しているかについては、面接（口述試験）により判定する。

2) 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査（専門・英語の筆記試験）、面接（口述試験）及び提出書類（研究計画書）による総合的判定とする。試験科目の配点は次表のとおりとする。

表8 入学者選抜試験科目の配点

区分	外国語（英語）	専門知識	個人面接
----	---------	------	------

一般選抜	50点	50点	100点
------	-----	-----	------

ただし、英語の試験は辞書持ち込み可とする。また、専門知識の試験は専門用語を語群から選択し解説する形式とする。

3)短期大学卒業生に対する個別の入学資格審査

短期大学を卒業した准学士号取得者に対しては、一般選抜の前に個別の入学資格審査を実施する。資格審査の方法は、①書類審査、②面接（書類を審査を通過した者のみ）とする。

11. 教員組織の編成の考え方及び特色

本大学院人間福祉学研究科修士課程は、大学院設置基準第8条第3項に則り、人間福祉学部の教員の専門性を考慮し、学部教員が兼務する。年齢構成は、30歳代から60歳代と幅広い年齢構成であり、教育経験上バランスのよい年齢構成となっている。定年は65歳であり、大学院担当教員については任期制を敷いていない。本研究科の完成年度期間内に定年を迎えた教員については、速やかに後任補充を行うこととする。

本研究科専攻の研究指導教員は、原則として大学院設置基準第9条第1項第1号のイを満たす教授を配置する。講義・演習・実習科目に関しては、前述の教授又は准教授に加えて、同基準第9条第1項第1号のロ又はニに該当する専任教員を配置する。

また、本研究科は、人間福祉学専攻であり、人間福祉学部を基盤にしていることから、学士課程から修士課程までの教育が連続的かつ一貫性をもって行われることを前提としている。そのため人間福祉学の幅広い専門分野において、質・量ともに優れた教育実績、研究業績、実務実績を有する教員として、子ども家庭福祉領域5名、子ども理解領域7名、ソーシャルワーク領域8名の教員を配置する。

職位別には専任教授9名、専任准教授8名、専任講師3名である。それぞれの開学時の年齢構成については、表9に示すとおりであり、全体の年齢と職位のバランスをとっている。

専任教員における学位の保有状況は、専任教員20名中7名が博士の学位を有し、その他の13名は全員修士の学位を有し、うち6名は博士課程満期退学である。

特に、基幹科目の授業を担当予定の教授3名は、顕著な業績を有し、全国的にも著名な研究者であり、多様な経験から、学生を指導し、高度な実践者を育成できることが期待できる。また、修士の学位論文の作成に向けた研究指導・研究指導補助を経験しており、修士課程から系統立てて研究を計画・実施していくための指導を実現できる。

本研究科の専任教員は、各々の専門性が幅広く、これまでに適用してきた研究方法論も多様である。多様な背景を持つ教員から構成される組織の特徴を活かし、顕著な業績をもつ教授による個人指導、あるいは准教授との共同の授業を展開する。

表9 修士課程を担当する専任教員の年齢構成（開学時）

職位	49歳以下	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	合計
教授	0	2	4	2	1	9
准教授	4	4	0	0	0	8
講師	3	0	0	0	0	3
合計	7	6	4	2	1	20

なお、本学教員の定年は満65歳である【資料9】が、開設時に定年を超えている教員3名ならびに65歳以上の教員を採用する場合は、「公立大学法人山梨県立大学特任教員設置規程」【資料10】より、3年の任期を定めて採用し、1回に限り2年まで延長することができるようになっている。これらにより、完成年度まで修士論文の研究指導にかかわることができる専任教員の確保を可能にしている。

完成年度以降も教育研究の継続性を担保するため、教員配置の将来構想を以下のように計画する。本課程の完成年次である令和7年度末までに、本学教員の定年規程（65歳）を超えている専任教員3名については、上記規程【資料10】の任期に基づき、退職時には若手教員（採用する場合は60歳以下の教員を想定）を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る予定である。それ以外の教員については、完成年次の令和7年度末以降、順次後任の若手教員を配置し、教育研究体制を維持しつつ、学生の不利益にならないように年齢構成の適正化を図る。教員の交代時には、退職する教員と新たに博士後期課程を担当する教員との間に教育研究の断絶が発生しないように、適切な対応措置を講じる。

また、博士の学位を未取得の教員に対しては、学位取得、研究業績、大学院の教育研究指導業績を積むことができるキャリア形成を積極的に支援する体制を構築する。

12. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本大学院では、虐待やネグレクトなど、不適切な養育を生じている家庭に対する高度な専門性を備えたソーシャルワーカーの養成を主たる目的の一つとしており、そのために大学院として質の高い研究を実施することは必須である。わが国においては、虐待やネグレクトに起因するトラウマ関連障害やアタッチメント（愛着）関連障害を抱えた子どもへの心理的ケアの技法や、虐待・ネグレクト傾向のある親などへの精神的、心理的な治療・ケア及び地域支援の方法は、未だ十分に研究されているとは言い難い。

そこで、本大学院では、先駆的な取り組みをしている山梨県内の児童養護施設（主として地域小規模児童養護施設などの小規模グループホーム）や山梨県立児童心理治療施設、あるいは専門里親家庭と連携し、アクション・リサーチを中心とした臨床研究や、トラウマ関連障害やアタッチメント関連障害の程度を評価するための尺度の開発などの臨床基礎研究に取り組む。

全国の児童相談所が2021年度に受理した虐待通告件数は20万件を超えているものの、一方で児童養護施設や里親家庭のキャパシティ（定員数）のため、年間に家庭から分離され社会的養護での養育の対象となる子どもは僅かに4,000人程度に過ぎない。そのため、中程度から重度の虐待を受けながらも在宅生活を余儀なくされる子どもが地域社会には多数存在する。こうした子ども・家族に対しては、従来の地域福祉（community work）における支援とは次元の異なる治療的在宅支援（therapeutic family preservation program）が必要となる。

本大学院では、甲府市の地域子ども家庭総合支援拠点である地域総合子ども家庭支援センター・テラと連携し、保育所や学校、あるいは医療保健機関などの地域のリソースを活用した在宅支援のあり方を、アクション・リサーチを中心としたソーシャルワーク研究に取り組む。なお、わが国の子ども家庭福祉においては、子どもや家庭が相当に深刻な状態でなければ子どもに社会的養護が適用されないという、欧米諸国では考えられないような実情がある。そのため、本大学院で取り組もうとしている治療的在宅支援は、欧米諸国のソーシャルワークには類を見ないものであることを付言しておく。

山梨県立大学には地域研究交流センターが設置されている。当センターには地域研究部門、情報発信部門、及び連携推進部門があり、これらの部門に配置された事務職員が、大学院における研究推進のためのサポートにあたることになる。

また、本学と国立大学法人山梨大学は、全国初となる「大学アライアンスやまなし」を設立し、現在、連携科目の開設など教育面で相互に連携を図っている。今後は、研究面でも山梨大学と連携推進できるよう、検討を始めている。

13. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

山梨県立大学の校地は、飯田キャンパス（14,135㎡）と池田キャンパス（20,978㎡）からなる。本研究科は、国際政策学部、人間福祉学部の教育を行っている飯田キャンパスの施設や設備を共用する。飯田キャンパスは、JR甲府駅から徒歩20分の場所に位置している。

敷地内には学生のクラブ・サークル活動に利用可能な運動場（12,305 m²）及び体育館（975 m²）を備えている。B館1階、2階にカフェテリアを配置しており、学生が休憩時間や課外時間に交流・休息できる場所となっている。

(2)校舎等施設の整備計画

本研究科の入学定員は5名、収容定員は10名である。飯田キャンパス内には、教員研究室のほか図書館や学部教育のための施設設備が整備されているほか、学部等と共用する施設として講堂（414 m²）、情報演習室（112.35 m²）等があり、人間福祉学部と共同・連携した施設利用が可能な形をとっている。なお、キャンパス内のC館を講義・演習・研究棟として、2階に研究室、大学院生共同研究室を新たに整備し、カード式セキュリティシステムで出入りを管理することで、外部とは独立した利用も可能としており、夜間授業・研究の安全管理、研究資料等の情報管理の徹底を実施する体制を整えている。

研究室は、個室を整備し仕切る壁は防音性を高くするほか、グループでの指導もできるようにミーティングスペースを確保する。

大学院生共同研究室（32.50 m²）には、大学院生一人ひとりが専用に使える机や椅子、ロッカーを配置し、共用するパソコン、プリンターを設置する【資料11】。キャンパス内ではWi-Fiの利用が可能であり、大学院生が個人のパソコンを利用する場合であっても学修と研究活動に支障のない環境が整えられている。

また、C館内の大講義室（180 m²）には、オンライン配信の設備が整備されており、教員研究室、会議室との利用と併せ、少人数の打合せから大人数での研究発表などが実施可能な施設となっている。

(3)図書等の資料及び図書館の整備計画

飯田キャンパス飯田図書館（総面積1,187 m²）の開館時間は、平日（月～金）9:00～21:30となっている。

施設面では、閲覧スペース486 m²、書庫308.4 m²、座席数136席となっており、また1階にはグループワークに利用可能な共同研究室およびラーニングcommonsも整備されている。

設備面では、蔵書検索性PC4台、図書館利用者用PC4台、学生貸出用PC17台のほか、貸出用プロジェクター1台が備え付けられている。Wi-Fi環境も整えられ学生の学習を支援している。視聴覚教材に対応するためビデオ・DVD設備も3台設置されている。

蔵書数は図書138,359冊（和書127,698冊、洋書10,661冊）、雑誌542種（和雑誌473種、洋雑誌69種）、電子図書475冊、電子ジャーナル5,474タイトル（パッケージ契約）、新聞10紙（日本語8紙、外国語2紙）となっている。学生は池田キャンパスの図書館（看護図書館）の利用も可能であり、池田キャンパスとの間の配本サービスも行っている。

人間福祉及び子ども福祉に関する主な学術雑誌としては、学部との共用で「Child Abuse and Neglect」「Traumatic Stress」等がある。また「大学アライアンスやまなし」の枠組みを活用し国立大学法人山梨大学図書館との相互利用の充実を図っているほか、その他の大学の図書館及び研究機関と図書館間相互利用協力を行っており、資料収集の利便性も確保されている。

データベースについては、「医中誌Web」などを整備しており、電子ジャーナルに関しては「Research Library」により約5,474誌を検索・閲覧することが可能となっている。

14. 管理運営及び事務組織

人間福祉学研究科における管理運営は、人間福祉学部を基礎学部としていることを踏まえ、同学部の管理運営と一体的に運営するものとする。

一方、カリキュラム・人事等については、研究科の独立性を確保するため独自の運営を行う。研究科における管理運営等は次のとおりとする。

- 人間福祉学研究科に研究科長を置き、研究科運営について責任を負うものとする。研究科長のリーダーシップのもと適切な管理運営を行う。
- 研究科の教育研究についての重要事項は、研究科長を議長とした研究科を担当する教員から

構成される研究科委員会において審議する。

- 研究科委員会は議長が召集し、原則として定例の日時に開催する。
- 研究科委員会の所管事項は以下のとおりとする。
 - ①研究科教員の採用及び昇任のための選考に関する審査事項
 - ②研究科に関連する規程の制定または改廃に関する事項
 - ③研究科予算編成に関する事項
 - ④研究科教育課程の編成に関する事項
 - ⑤大学院生の厚生及び補導に関する事項
 - ⑥大学院生の入学、課程の修了、その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - ⑦その他、研究科の教育又は研究に関して審議することが学則により定められた事項など。
 - ⑧ ①から⑦のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞いて学長が別に定める事項

また、研究科委員会は、前記①から⑧に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができるものとする。

人間福祉学研究科の教員は人間福祉学部との兼務であること、施設・設備等についても学部との共用部分もあることから、学部運営との整合を図りながら、教育研究活動等の効果的な運営に努める。

事務組織については、総務課、経営企画課、学務課、社会連携課、保健課、図書課及び池田事務室が配置されており、学部、研究科との調整による予算執行や施設・設備等の適切な管理運営に努めるとともに、災害や疾病の蔓延時における学生・大学院生の行動方針を定め、支援をはじめ事務的側面からも学生の行動への補助対応を整える。

15. 自己点検・評価

(1)目的

本学における教育研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について次の3点を目的とし、自ら点検及び評価を行い、研究、教育、社会貢献及び学内運営等の活動報告の結果を取りまとめ公表し、この結果を教育・研究活動の向上のために還元する。

- ① 県立大学として質の高い教育研究活動を展開する。
- ② 学生の視点に立った学修成果を実質的に保証する。
- ③ 社会や地域に対するアカウンタビリティ（説明責任）を果たす。

また、検証・評価の視点として次の三つ、すなわち、「必要度：地域や県民のニーズに合致しているか」、「有効度：期待された成果を形成しているか」、「効率度：適正な費用対効果があるか」を設定している。本研究科も、こうした検証評価サイクルと検証評価目的・視点の下で、その教育研究活動がチェックされ、研究科 PDCA サイクルに基づく内部質保証を確保していく。

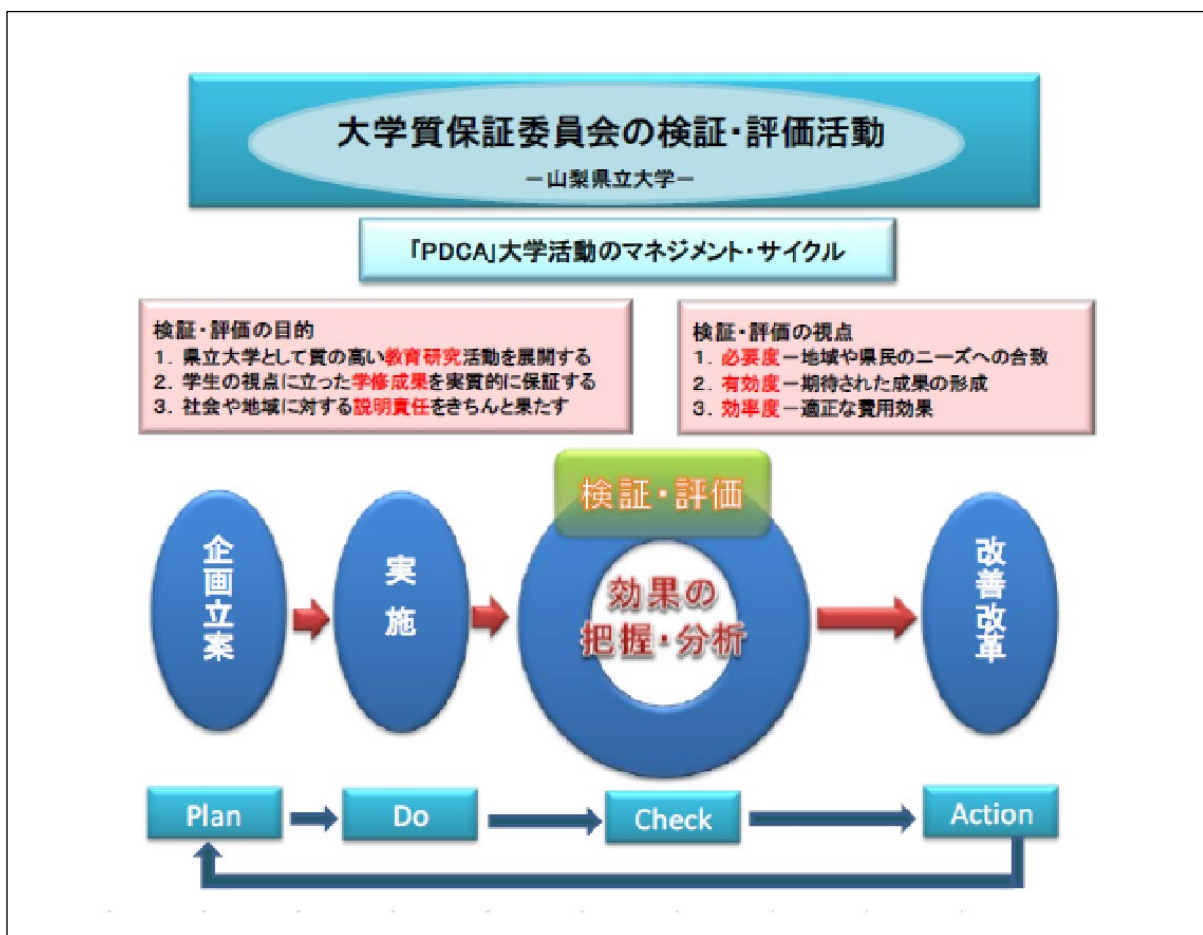


図3 大学質保証委員会の検証・評価活動

(2)組織

本学における自己点検・評価の活動は、理事長（学長）を委員長とする自己点検・評価部会が定めた実施方針に従い、学部等と連携して実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として取りまとめる。法人評価の業務実績については、役員会の下に「年度計画履行評価委員会」を設けて検証を行っている。

図4に示す通り、内部質保証システムとして大学全体の「大学質保証委員会」（委員長：理事長（学長））を置き、その下に自己点検・評価部会、研究評価部会及び認証評価部会の3つの部会を設置している。

大学質保証委員会は、自己点検によって明らかになった問題や課題を始め、法人の法定会議

である経営審議会や法人評価委員会あるいは教育研究審議会や監査報告によって指摘された事項、さらには認証評価機関による評価の際の指摘等について、検証・評価する。

学部・研究科等の各部局では、大学質保証委員会や自己点検・評価部会の下でそれぞれの自己点検・評価の活動を展開する。本学における教育研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するために本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、研究、教育、社会貢献及び学内運営等の活動報告の結果を取りまとめ公表し、この結果を教育・研究活動の向上のために還元する。

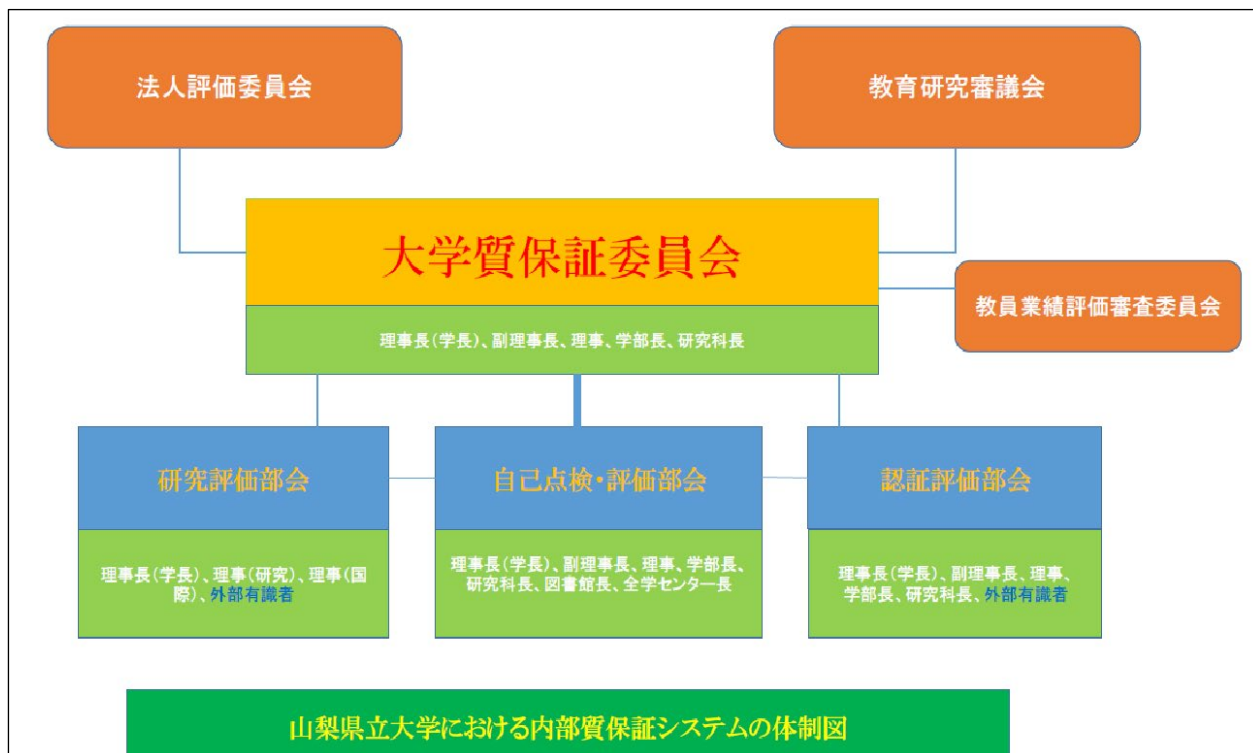


図4 山梨県立大学における内部質保証システムの体制図

(3)自己点検・評価項目

自己点検・評価部会は、研究科の自己点検・評価を前提とし、特に次の項目等に留意して自己点検・評価を行う。

- ① 自己点検の総括及び評価
- ② 体系的な教育課程の編成（FDを含む）
- ③ 研究科組織の適切性
- ④ 教育・指導体制
- ⑤ 学生支援
- ⑥ 研究科運営
- ⑦ 情報提供
- ⑧ 自己点検・評価体制

(4)自己点検・評価部会の取り組み

自己点検・評価部会は、教育活動に関する自己点検・評価、年間の研究・社会活動等に関する自己点検・評価を行い、評価結果を報告・共有し、学部・研究科の教育・研究・地域貢献活動の向上に活用する。また、情報公開の精神に則り大学全体としてとりまとめたものの外部公表を行う。

さらに、外部などから指摘された課題の改善に対する取り組みを評価するとともに、より適切な自己点検・評価を実施するために、評価の根拠となる資料・データを蓄積し、多面的に評価を行う。

(5)自己点検・評価の公表

大学による自己点検・評価結果は、大学のホームページ上に情報公開し、学内・学外からアクセスできるようにする。

16. 認証評価

本学は、平成 30 年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する認証評価を受け、大学評価基準を満たしていると「認定」された。

評価結果は、山梨県立大学ホームページ（下記に URL 掲載）へ掲載し、広く社会に公表している。

『平成 30 年度実施大学機関別認証評価評価報告書』

https://www.yamanashi-ken.ac.jp/media/ninsyohyoka_hokokusyo_h30.pdf

法人評価は、大学の業務実績について、専門的、客観的かつ中立公正な評価を行うことを基本に、「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、年度計画の達成、中期計画の達成に向けた進捗状況について評価を実施している。

大学は毎年度計画に設定した項目について自己点検・評価を行い、当該年度の実績報告として、評価委員会に提出し、項目別の評価、また、目標の達成状況全体について項目別の評価を踏まえつつ、総合的に評価された全体評価を受けている。

評価委員会による中期計画評価結果は、知事に報告され、知事から県議会への報告とともに公表され、大学においても評価結果を公表する。

文部科学大臣の認証を受けた評価機関による認証評価についても、教育研究活動の質や学習成果の水準等の向上に向けて、自己点検・評価の実効性を高めたいと、令和 7 年度には、（一財）大学教育質保証・評価センターの大学機関別認証評価を受審する。その結果については速やかに公表し業務運営の改善に活用することとしている。

17. 情報の公表

(1)基本方針

本研究科の諸活動について社会に説明責任を果たすとともに、開かれた大学運営を推進するために情報の公開を行う。この方針に従い、本研究科に関する情報、教員情報、教員の研究活動について、大学ホームページその他広報誌等を通じて社会に対する積極的な情報発信を行う。

(2)公開内容と方法

本研究科に関する以下の項目を積極的に情報発信する。

- ① 学則等の規程、教育研究理念等、大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 大学組織図等、教育研究上の基本組織に関すること。
- ③ 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数、進学先及び就職先等に関すること。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。
- ⑥ 学修の成果に関する評価及び卒業又は修了の認定についての基準に関すること。
- ⑦ 校地・校舎の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等の支援に関すること。
- ⑩ 大学における教育研究全般にわたる自己点検・評価報告に関すること。

これらに加え、修士の学位論文等に係る評価に当たっての基準についての情報、入試、カリキュラム、教育研究活動など、本研究科に関する情報を積極的に発信する。

また、修士の学位論文等を積極的に社会や学会に発表するとともに、関係機関と連携して公開講座などを開講し、地域と連携しながら教育研究の成果を積極的に社会に還元する。

18. 教育内容等の改善のための組織的研修等

(1)基本方針

FD・SD委員会を設け、教員の教育研究活動の質的向上を図るため、年5回程度の全学的な研修会を実施する。

(2)具体的な取り組み

本学のFD活動は、大学完成年度の平成20年度から全学及び学部・研究科レベルにおいて開始され、個々の教員の授業改善や教育研究力の向上、カリキュラムやプログラムの改善を図っている。教育理念及び学部・研究科の教育研究目標に基づき、教員の能力開発による教育研究活動の活性化を目指し、教員の資質向上に対する組織的な取り組みを積極的に推進する。

(3)期間の定めのある教員の雇用

人間福祉学研究科の運営にあたって、その時々状況に応じて、期間を定めた教員を雇用し、効果的、円滑な教育研究を行う。

(4)学生による授業評価

授業評価は、教員が講義の質的向上を目指すために実施すると同時に、学生が授業・研究に関する総合的な満足度のほか、シラバスに記載された到達目標の達成度や、自らの研究活動についての振り返りを行い、授業に取り組む姿勢を自己評価することで、研究テーマの背景や問題の所在を理解し、真摯に学問と向き合うことができるようにする。

(5)教員による自己評価

教員は、学生の研究課題に基づいて、研究経過、実績を確認し、指導及び教育研究活動の改善に向けて自己評価を行う。教員の自己評価については、学長を最終評価者とする「教員業績評価」での評価項目に反映し、質の高い教育研究活動の構築を行う。

(6)教員の倫理の保持

子ども家庭福祉に関する研究者の養成を通じた社会貢献が本研究科の使命であり、本学研究倫理審査に係わる運営規程案、研究活動上の不正防止に関する規程の徹底した周知を図る中で、本学の社会的信用を失墜させる行為や職務の公正さに対する社会からの疑念や不信を招く行為が研究科の開設に対する不信、及び研究科の研究指導の妨げとならないように取り組む。